

平成23年度内閣府政策評価書(事後評価書)(案) 要旨

資料2-1

政策1. 適正な公文書管理の実施

施策	測定指標	目標値 実績値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
<p>①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用</p>	<p>行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。</p>	<p>レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査を実施</p> <p>【レコードスケジュール早期設定の促進】 行政機関に対して内閣府大臣官房公文書管理課長通知を発出し、法施行後に新たに作成・取得する行政文書ファイル等については、作成・取得したタイミングにおいてレコードスケジュールを順次付与することを基本とし、法施行前に作成・取得したものについては、保存期間満了に近いものから計画的に進めていくことを要請するとともに、レコードスケジュール設定状況について内閣府に報告を求めることとした。また、行政機関の職員を対象とした研修では早期設定の重要性を説明するなど、早期設定の定着に向けた取組を実施。</p> <p>【設定状況の調査を実施】 平成23年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数について、行政文書管理状況報告(各行政機関が作成し内閣府に報告)事項に盛り込んだ調査を実施(平成24年3月28日)。</p>	<p>公文書管理課長通知の送付により、行政機関に対してレコードスケジュールの付与のタイミングを示すことにより、早期設定の促進に努めた。また、設定状況を内閣府への報告事項に盛り込んだ調査を実施した。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 レコードスケジュールの早期設定を促進する取組の実施や設定状況を内閣府への報告事項とすることは、早期設定の定着を促すことになり、行政文書ファイル等を熟知した作成者(取得者)が歴史資料として重要な文書であるか否かの評価・選別に関与することができるなどにより、行政文書等の誤廃棄の防止等行政機関における適正な文書管理を行うことにつながる。また歴史公文書等(歴史資料として重要な公文書その他の文書)の確実な移管に資することとなり、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図るという目標に進展をもたらすものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 本年度は法施行初年度であるため、行政機関に対し、レコードスケジュール早期設定の推進と設定状況の調査を実施することを目標とし、24年度以降は行政機関において管理する行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合について、23年度の実績値を踏まえ、対前年度比で増加すべきものとして目標を設定しているところ。早期設定を着実に定着させるため、引き続き周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正文書管理の確保に取り組んでまいりたい。</p>

政策2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①重要施策に関する広報	重要施策に関する広報理解度	80%	アンケート調査を行った結果、実施した広報に対する理解度の平均値は74%、満足度(=広告物自体のクオリティ)の平均値は59%のため、いずれの測定指標についても目標値を下回る結果となった。	【目標達成状況の検証】 平成23年度は、効果的な広報を実施するため、政府として戦略的・一体的に取り組むべき広報テーマを官邸主導で決定するとともに、契約方式を従来の媒体別からテーマ別に見直し、テレビやラジオ、新聞等のクロスメディアによる広報の実施に取り組んだ。その中で、今回は広報内容が広範な分野に及ぶテーマや、段階的に国民の理解を深めていくテーマを調査対象として多く取り上げたため、平均値としては、目標値を下回ったものと考えられる。しかし、テーマによっては実績値が測定指標の目標値を上回っている調査結果もあった。今後、広報内容が広範囲に渡るテーマや理解を深めてもらうテーマについてより詳しい情報の掲載、その蓄積が可能なWEBサイトの有効活用とテーマ別のクロスメディア広報に相応する新たな測定指標の検討が課題と考える。  【今後の方向性】 平成24年度は、WEBサイト(政府広報オンライン等)を有効活用し、WEBと他の媒体とのクロスメディアにより、さらに効果的な広報の実施を目指すとともに、個々の広報が政府広報全体として一体感を持てるよう広報戦略の検討を進める。また、専門家の知見を活用しつつ、新たな測定指標の検討を進める。
		74%		
	重要施策に関する広報満足度	70%		
		59%		
	重要施策に関する広報 国民からの反響やその後の行動意識変容等の把握・分析	幾つかのテーマで実施したアンケート調査において、広告物に接触した後の行動意識変容について把握するための質問を設けた。今後、その回答内容についての分析を試行的に実施。		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②世論の調査	世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度	当該年度調査件数(6)以上	目標以上の成果を達成できた。 ・世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度の実績値※は、10件(P)であり、当該年度調査件数(6)を上回っている。	【目標の達成状況の検証】 世論調査の結果は、各府省において審議会、白書等で利活用されており、それぞれの政策の企画立案作業等の基礎資料として有効に機能していると考えられる。  【今後の方向性】 〈世論調査〉 ・行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められる中、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するに当たり、国民世論の動向を把握することは不可欠であるため、引き続き、公正中立な調査票を用いた、適切な調査実施に努める。 ・また、関係府省以外の府省や国民による利用実績や意見・要望を踏まえ、更なる利用の促進を図るため、属性別の時系列データ整備等について検討を行う。 〈広聴活動等〉 ・行政事業レビューでの指摘を踏まえ、インターネットを利用した国政モニター制度のシステム構築を行った。平成24年度から運用する。 ・国民との対話については、これまでの開催実績を踏まえ、平成23年度から予算を大幅に削減したところである。本件の実施については、その時々の内閣の判断によるものであるため、事業は継続する。
		10(P)	※実績値は、結果を引用し、議論や分析などが行われた審議会、白書などの件数を調査ごとに足合わせたものである。 ただし、件数は、同種の審議会、白書などにおいて複数の利活用があっても、1件としてカウントしている。	

政策3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	各年度の遺棄化学兵器廃棄処理計画数(又は発掘・回収対象面積)に対して実施した割合	100%	南京市及びその周辺で発掘・回収し保管してきた砲弾(約36,000発)の処理を、平成22年度に開始した後23年度も着実に進めた。 平成24年1月の内閣府副大臣の訪中における意見交換で、中国政府関係者から日中両国は遺棄化学兵器処理の面で良好な協力関係を保ち大きな成果を上げていると述べた上で、処理を加速するよう要望があった。	【目標の達成状況の検証】 当事業は、化学兵器禁止条約上の義務であり、人の安全を確保し環境を保護することを最も優先させつつ、中国側の協力を得ながらすすめることとなっており、平成23年度についても、中国側と緊密に連携をとりながら、当初の予定どおり安全に事業を実施できた。  【今後の方向性】 今後、中国南部地域に続き北部地域でも廃棄処理作業が本格化することから、これまでの知見・ノウハウを活かし、知見のある人材の積極的な活用等を通じて、引き続き中国側と緊密な連携をとりながら、「安全かつ確実な化学兵器禁止条約の履行」という課題に取り組むことを考えている。
		100%		
	会議等における日本側の取組に対する中国側の評価	肯定評価		
		肯定評価		

政策4. 経済財政政策の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	HPへのアクセス件数	年間80,000件以上	苦情申立に対し適切に対応し、制度周知に関しても積極的に行った。 HPのアクセス件数について、平成23年度の目標値は、前年度のアクセス件数を基に設定したが、平成23年1月の内閣府ホームページにおける新ウェブサーバ(内閣府本府共通Webシステム)への切り替え作業に伴いアクセスログ解析方式が改訂されたため、昨年度までのアクセス件数結果と大きな違いが生じ、単純に年間アクセス80,000件以上という目標値と比較することは困難である。(参考:アクセスログ解析方式改訂後のアクセス件数(平成23年1月～3月)は、12,095件)	【目標の達成状況の検証】 平成23年度においては、平成23年5月に1件の苦情申立てがあった。委員会は処理手続きに従って適切に本件申立てを受理・検討し、報告書について、苦情の内容、処理に当たったの考え方を明確に公表した。 今後HPへのアクセス件数については、アクセスログ解析方式の改訂を踏まえた数値を目標値に設定する。  【今後の方向性】 引き続き、苦情申立てに対して適切に対応する。制度の周知に関し、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度の周知を行うとともに、HPの英訳ページの更新等のHP改善を行い、さらなる周知を図る。
		45,378件		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②対日直接投資の推進	地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	<p>・地方シンポジウムについては、「開かれた復興」に資するものとして、復興庁・外務省・経済産業省・JETROと共催で、平成24年3月23日に「復興特区等に関する外資系企業・在京外交団への説明会」を開催した。</p> <p>・「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を平成23年12月16日に策定したので目標を達成した。</p>	<p>・地方シンポジウムについて、「開かれた復興」に資するものとして、復興庁・外務省・経済産業省・JETROと共催で開催した。関係者が多岐に渡ることもあり、アンケートは行ってないものの「このような機会をまた設けて欲しい」といった肯定的な評価が多く、肯定的でない評価は確認できなかった。なお、地方シンポジウムについては、平成24年度も、「開かれた復興」に重点化して継続して取り組むこととしており、まずは8月に開催し、被災地への直接投資をアピールし、復興に資する対日投資の促進を図ってまいりたい。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>・「アジア拠点化・対日投資促進会議第三回会合」(平成24年6月22日)において、対日直接投資倍増目標を設定した。この目標は、対日直接投資残高について、2011年末時点で約17.5兆円のところ、2020年末に35兆円まで拡大していくものである。なお、対日投資の実態をきめ細やかに捉えるために補完指標を設定し、この目標の達成状況を多角的に確認していく。</p> <p>・今後、毎年中央に「アジア拠点化・対日投資促進会議」(議長:大串内閣府大臣政務官、構成員:関係府省庁政務官級)を開催し、フォローアップを行い、PDCAサイクルを行う。</p>
	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の策定	—		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
③緊急雇用対策の実施	社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	800	<p>・地域社会雇用創造事業</p> <p>目標としていた起業支援者数、研修受講者数を超えて事業を行った。</p> <p>・復興支援型地域社会雇用創造事業</p> <p>平成23年度中に基金設置法人を選定し、事業実施主体である12事業者(民間事業者)を選定。目標達成に向けて、被災地の復興に資する起業と雇用を創造していく。</p> <p>・実践キャリア・アップ事業</p> <p>実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットについて、目標人数を超える方々に配布した。</p>	<p>・地域社会雇用創造事業</p> <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>事業目標を達成した。なお、起業率は、90%を超えている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地域社会雇用創造事業における各事業者の東日本大震災への対応状況や地域社会雇用創造事業の知見も踏まえて、被災地の復興に資するものとして、平成24年度に復興支援型地域社会雇用創造事業を実施する。</p> <p>・復興支援型地域社会雇用創造事業</p> <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>事業実施主体である事業者(民間事業者)を選定し、事業を開始したところ。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度末まで事業を着実に進める。</p> <p>・実践キャリア・アップ事業</p> <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットの配布等を通じ、効率的に制度の普及啓発活動を行った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度からのレベル(キャリア段位)認定制度の立ち上げに資するよう、引き続き、さらなる制度の周知広報を行う。</p>
		959(22年度,23年度)		
	社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	12000		
		13050(22年度、23年度)		
	復興支援型社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	—(24年度目標は600)		
		—		
	復興支援型社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	—(24年度目標は2000)		
	—			
実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットを手にとってくれた方の人数(説明会での受取、ラック等からのピック・アップ、周知活動を通じた頒布等)	48500			
	48597			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
④道州制特区の推進	国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	—(24年度目標は10以上)	<p>○「フォローアップの実施」については、北海道に移譲した事務・事業等について、北海道及び所管省庁に対して調査を行い、適切に実施されているかを確認し、目標を達成した。</p> <p>○平成23年10月に北海道から提出された第5次提案を踏まえ、政府が講じる措置の追加等を行うため、「道州制特別区域基本方針」の変更について閣議決定(H24.2.10)を行った。</p>	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b> 北海道からの提案に基づき国として適宜対応しているところ。道州制特別区域基本方針では、計画期間を平成19年度から平成23年度と定めており、その満了時には広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置を継続する必要性その他の評価を行うこととされている。その評価によると、例えば、権限移譲が一部にとどまる場合には、二重行政が解消されないといった課題もあるものの、事務・事業の移譲によって、より適切で効率的な事務執行や、利用者・地域住民の利便性の向上など、前向きな成果が出ているとされている。この評価等を総合的に踏まえ計画期間を平成27年度末まで延長することとしたところ。 今後も関係行政機関との連携を深め、道州制特区の推進を図る。</p> <p><b>【今後の方向性】</b> ○今後も北海道が権限移譲等の提案をスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係行政機関との連携をさらに深める。 ○移譲事業等の進捗状況を適切に調査し、フォローアップすることで、事業の効果や影響の検証・課題の把握を行い、広域行政の一層の推進を図る。</p>
		10		
	北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた事務・事業のフォローアップ	実施		
		実施		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進	達成に向けて進展が見られた。	<p>「中間的とりまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図るという施策の目標に進展が見られた。</p>	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b> PFIは厳しい財政的制約の中で、必要な社会資本整備や維持・更新を効率的に実施して、日本の成長を支えていくための重要な手法として位置づけられている。しかし、これまでは必ずしもPFIが有効に活用されてきたとは言えない面もあり、民間の創意工夫、ノウハウを十分に活用しきれていない現状があって、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることを旨とするPFI法の基本理念が必ずしも十分に実現されているとはいえない。このような「中間的とりまとめ」において指摘された問題点や課題に対応し、PFIのより一層の推進を図るために、PFI法改正法の施行及び関係政令、府令、基本方針の策定を行い、PFI対象施設の拡大や民間事業者による提案制度の実現、コンセッション方式の導入等、幅広い分野でのPFIの活用や民間のアイデアの更なる活用、利用者ニーズを反映したサービスの提供を可能とした。また、資金調達環境整備を図るためインフラファンドの設立を内容としたPFI法改正法案を、閣議決定し、国会に提出した。さらに地方公共団体への支援体制の拡充策として、PFI専門家派遣制度を開始した。次にモデルプロジェクトに関する調査を実施し、事業の円滑化及び事業推進のボトルネックの把握等に努めた。</p> <p>また、節約額やVFM、事業件数等を数値目標として据えられない理由は以下の通り。①事業内容、事業費回収の類型等の状況によって数値が大きく変動するため、目標値として設定することは困難(節約額、VFM)②各々の公共施設等の管理者等が各々の公共施設等の特性を踏まえて実施するものであるため内閣府の目標値とすることは適切ではない(VFM)③制度官庁である内閣府と事業官庁である他省庁や地方公共団体等で協力した取組の成果であり、内閣府の目標値とすることは適切でない(事業件数)。</p> <p><b>【今後の方向性】</b> 引き続き「中間的とりまとめ」で示された課題に対するフォローアップを行うことで、PFIのより一層の推進を図っていく。</p>

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑥市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善	苦情解決比率(累積値)	苦情解決比率の前年度並み水準確保	苦情解決比率の前年度並み水準を確保することを目標として設定しているところ、平成19年度までの苦情解決比率はほぼ100%であり、目標は達成されてきている。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成19年度以降苦情持ち込みの実績はなく今に至っており、苦情解決比率に変動はない。</p> <p>なお、今後も苦情持ち込みの際には、当該苦情解決比率の並みの水準確保を期す。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>苦情持ち込み実績が近年皆無となっている状況に鑑み、「施策の廃止も含めた検討が不可避ではないか」との指摘が、行政事業レビューの結果を踏まえて寄せられているが、本施策は、内閣府だけでなく、各省庁を含む全政府的な枠組みの下で運営されているものであり、今後の在り方については全政府的な検討、合意の形成が必要であり、内閣府としても、必要に応じた通訳等雇い上げ経費等最小限の経費確保を図りつつ、事業の継続を図る必要があると考える。</p> <p>予算要求についても、行政事業レビューの指摘も踏まえ、今後も引き続き事業の必要性和実績の推移を勘案しながら進めていく。</p>
		99.85		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑦競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)	公共サービス改革の進捗状況	進捗状況の確認	<p>【有効性】対象公共サービスの質の達成目標については、ほとんどの事業において、従来の質と同水準、同程度のものを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。コストについては、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容としていること等の結果、これまでに法に基づく入札を実施した事業では、平成24年3月末時点で累積約204億円(平成23年度事業開始分:約17億円)、率にして36%の削減効果を上げた。</p> <p>【効率性】当該施策に係る委託調査の実施に当たっては、全調査を一般競争入札(総合評価方式)にて実施する等、適正な実施に努めている。作業の進捗状況についても、調査期間中において少なくとも月1回以上は事業者からの報告を受けることとし、調査の適正な監督に努めている。</p>	<p>平成23年7月15日の閣議決定において、公共サービス改革基本方針を改定し、公共サービス改革の運用状況を踏まえ、政府における課題と今後の取組方針を明確にするために、その内容を見直している。</p> <p>同基本方針においては以下のような課題が指摘されている。</p> <p>①対象公共サービスの事業規模が小さい②官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっている③多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しい④安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがある⑤実施要項の作成等の事前準備の負担が大きい⑥監理委員会における実施要項及び事業の評価の審議等の効率化⑦地方公共団体における公共サービス改革法に基づく入札の推進⑧政治のコミットメントが弱い</p> <p>上記の課題に対応するべく、公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)に沿って改革に取り組んでいるところ。</p>
		確認		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括	
		実績値			
⑧「新しい公共」に関する施策の推進	「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ	とりまとめ	<p>①「新しい公共」推進会議において、震災支援制度等ワーキング・グループ、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会、情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループによる報告をとりまとめた。それらを踏まえて政府対応を決定し、随時フォローアップを行った。</p> <p>②社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づき取組を推進した。</p> <p>③平成22年度国民生活選好度調査について、平成23年4月、調査結果を分析、公表した。平成23年度国民生活選好度調査について、平成24年3月に調査を完了した。</p> <p>④有識者等による新しい公共支援事業運営会議や都道府県職員との連絡調整会議の開催等により、適切に新しい公共支援事業の進捗の把握・管理を行った。</p>	<p>【目標達成状況の検証】 4つの測定指標全てについて目標を達成した。</p> <p>【今後の方向性】 ①「新しい公共」推進会議において、新たな寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知、提案に対する政府対応のフォローアップ等に取り組んでいく。 ②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略の実施・フォローアップを行う。 ③平成24年度国民生活選好度調査を実施する。 ④新しい公共支援事業の適切な進捗管理のため、引き続き、新しい公共支援事業運営会議や連絡調整会議の開催等を行っていく。 □</p>	
		平成23年6月に「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等についての報告を、7月に政府と市民セクターとの関係に関する報告をとりまとめ、それらを受けて、政府のとるべき対応を決定。その後、政府対応について随時フォローアップ。			
	安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ	推進			社会的責任に関する円卓会議において、「安心・安全で持続可能な未来に向けた協働戦略」に基づき取組を推進した。
		国民生活選好度調査の公表			適切な分析・公表
	新しい公共支援事業の適切な進捗管理				進捗の把握
		新しい公共支援事業の進捗を把握した。			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑨「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備	①NPO等の活動成熟度	10%以上	①活動成熟度、②参加した組織数の平成23年度目標は達成した。③震災復興のための取組数は、平成23年度第3次補正予算によるもので、予算成立後の事業期間が短かったことから、半分程度の達成度であった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することを目的としている。前者については①活動成熟度、後者については②の参加組織数を測ることとし、加えて震災復興への寄与を③取組数として測ることとした。</li> <li>・NPO等の活動成熟度は、情報開示、会計基準の導入等を行った団体(当該事業の助成団体を母数として集計)の増加状況で評価。年間で一定割合(10%)の増加を見込んでいた。</li> <li>・新しい公共の場への参加組織数は、モデル事業により多様な主体による取組み(マルチステークホルダープロセス)が促進されることを目指して設定。全国で300事業実施で1500組織を見込んでいたが、結果として500超の事業が実施され、参画した組織数は4000を超えることとなった。</li> <li>・震災復興のための取組数は、東北3県で実施されるモデル事業の件数を24年度までで100件と想定し、そのうち約4割の40件が23年度内に実施される見込みとした。結果的に23年度内は実施工期が短期間であることから19件に留まった。24年度には達成可能と考えている。</li> <li>・事業は順調に実施されており、24年度の最終目標は全て達成できるものと見込まれる。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <p>各都道府県、東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県において事業が円滑に進み、目標とする成果が得られるよう、有識者等による新しい公共支援事業運営会議で評価や助言を行っていただくとともに、各都道府県担当者との連絡調整会議等により各都道府県との連携を引き続き確保しつつ、個別優良事例の普及・共有に努めるとともに、「新しい公共」の発展のステージに応じた事業の効果についての検証を検討したい。</p>
		13.4%		
	②新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参加した組織数	1500団体		
		4166団体		
	③本事業によりNPO等が実施した震災復興のための取組数(平成23年度第3次補正予算に係る指標)	40件		
		19件		



施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑩市民活動の促進	特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間	4ヶ月以内	<p>概ね測定指標について目標値を上回っており、ホームページのアクセス件数については目標を下回ったものの年度後半にはアクセス件数は増加しており、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の促進等、市民活動の促進を促すという施策の目標に進展が見られた。</p> <p>○設立申請受理から4ヶ月以内に認証・不認証を行った。</p> <p>○NPOホームページのアクセス数は、新アドレスの周知不足もあり、362,766件となっており、過去3か年度平均を下回り目標の達成に至らなかった。しかしながら、改正法の施行に併せて、ホームページをわかりやすく改定し、平成24年1～3月期のアクセス数は月平均35,086件となっており、平成23年4～12月期の月平均28,612件に比べ、増加傾向が見られた。目標の達成に向けて、今後もより分かりやすいホームページの構築をすることが課題となる。</p> <p>※アクセス数の減少の要因には、旧URLからのリダイレクト機能(平成22年度9～1月期まで実施)によるダブルカウントの影響(約15万件)もある。</p> <p>○認定特定非営利活動法人数は、48法人の増加となっており、過去3か年度平均を上回り目標を達成した。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>法に基づき速やかに認証・不認証を行った。NPOホームページの運用においては、改正特定非営利活動促進法の施行に伴い、制度の周知をはかるべく、ホームページをわかりやすく改定した。</p> <p>また、平成23年度税制改正要望の結果、認定特定非営利活動法人の認定手続の簡素化等に伴い、過去3か年の平均を上回る法人が認定を受けることができた(認定事務そのものは国税庁にて実施)。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年4月1日の改正特定非営利活動促進法の施行により、認証・認定事務は地方公共団体が行うこととなるが、内閣府においては制度の適切な運用を図る必要がある。</p> <p>また、IT利用による情報提供に関しては、改正特定非営利活動促進法において、国民にインターネットその他の高度情報ネットワークの利用を通じた情報の提供規定が設けられており、ホームページの利便性等を活かし法人が自ら情報発信できる仕組みも活用し、積極的な情報提供を進める。</p> <p>新たな認定制度の下で、認定特定非営利活動法人数が増加するようその制度の周知、環境整備に努める。</p>
		4ヶ月以内		
	NPOホームページへのアクセス数	過去3か年平均(583162件)比増		
		362,766件		
	税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数	過去3か年平均(40法人)比増		
		48法人		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑪国内の経済動向の分析	月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数	対前年度比並	政府内での景気認識の共有を図り、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供を行っており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> 毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成するとともに、「経済財政白書」等において、時宜に応じたテーマに基づく分析を実施することで、政府内での景気認識の共有や、日本経済が抱える課題解決等への貢献、様々な媒体を通じての国民への情報発信等の向上が図られている。 <p>【今後の方向性】</p> 引き続き、質の高い「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適時適切な政府内の経済財政政策の舵取りに貢献する。あわせて、国内外への情報発信の向上を図る。
		360,483件		
	年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数	対前年度比並		
		37,547件		
	日本経済のホームページにおけるアクセス件数	対前年度比並		
		5,740件		
	主要な会議等への取り上げの有無	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ		
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施		
各メディアへの掲載	主要紙にて記事掲載			
	主要紙にて記事掲載された			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑫国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	「景気ウォッチャー調査」 報告書公表日	調査終了後 6営業日後	地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図るという目標達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めており、目標年度における施策目標は概ね達成されている。	【目標の達成状況の検証】 「国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析」を行うとともに、地域経済に関する指標の総合性・迅速性強化のための取組みや、これらの調査分析結果の経済財政部局への情報提供の実施等、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供が図られている。  【今後の方向性】 引き続き、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」を作成・公表することにより経済財政政策の形成、政策議論への貢献を図る。あわせて、地域経済分析に係る公表物をホームページに掲載することにより広く国民への情報提供に努める。
		調査終了後 6営業日後		
	「景気ウォッチャー調査」 報告書の配布箇所数	対前年度比並		
		80カ所		
	「景気ウォッチャー調査」 マスメディアによる報道の状況	対前年度比並		
		113件		
	「景気ウォッチャー調査」 ホームページのアクセス件数	対前年度比並		
		70,906件		
	「地域経済動向」 報告書公表日	年4回(2, 5, 8, 11月)		
		2月, 5月, 8月, 11月		
	「地域経済動向」 関係団体、企業へのヒアリング	対前年度比並		
		132回		
	「地域経済動向」 報告書の配布箇所数	対前年度比並		
		134ヶ所		
	「地域経済動向」 マスメディアにおける報道の状況	対前年度比並		
		28件		
「地域経済動向」 ホームページのアクセス件数	対前年度比並			
	13,117件			
「地域の経済」 報告書公表日	年1回 (年度内)			
	平成23年 11月4日			
「地域の経済」 報告書の配布箇所数	対前年度比並			
	221件			

	「地域の経済」 マスメディアにおける報道の状況	対前年度比並 5件		
	「地域の経済」 ホームページのアクセス件数	対前年度比並 2,015件		
	上記報告書の月例経済報告等への活用状況	対前年度比並 「景気ウォッチャー調査」50件 「地域経済動向」24件		
施策	測定指標	目標値 実績値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
⑬海外の経済動向の分析	各マスメディアへの掲載	主要紙にて記事掲載	海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図るとともに、当室作成の公表物をホームページに掲載し広く国民への情報提供に努めるという目標は達成できた。	【目標の達成状況の検証】 海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、引き続き迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析結果の提供を行う必要がある。  【今後の方向性】 引き続き、海外経済動向・国際金融情勢の調査・分析について、迅速かつ的確な情報の収集、経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い分析を行うことにより、適時適切な政府の経済財政政策の舵取りに貢献する。また、限られた予算、人員の中で、情報通信技術の活用による調査・分析業務のより一層の効率化を図る。
		主要紙にて記事掲載		
	主要な会議等への取り上げの有無	主要な会議等への取り上げ		
	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ			
	「世界経済の潮流」のHP におけるアクセス件数	対前年度並またはそれ以上 23,262件		

政策5. 地域活性化の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①中心市街地活性化基本計画の認定	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	100%	認定中心市街地活性化基本計画は、連携した支援措置を受けることができた。 平成22年度及び平成23年度に計画期間が終了した計14件については、フォローアップ調査未了のため実績値はなし。	<b>【目標の達成状況の検証】</b> 平成21年度及び平成22年度の「中心市街地基本計画の実施状況に関する市町村からの報告について」において、認定中心市街地活性化基本計画上の目標について、達成可能であると見込んでいる市町村が多く、達成に向けて進展があった。 ※平成23年度の市町村からの報告は現在とりまとめ中のため暫定版  <b>【今後の方向性】</b> 自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。
		100%		
	50%			
	—			
②構造改革特区計画の認定	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
②構造改革特区計画の認定	構造改革特区計画の認定件数	20件	平成23年度においては、構造改革特区計画の認定件数は、目標値20件に対し22件と上回った。また、地方公共団体に対する調査においても、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下、「フォローアップ調査結果」という。)は、目標値70%に対し、60.66%となった。	<b>【目標の達成状況の検証】</b> 認定件数については、当初の目標を上回り、フォローアップ調査結果については、概ね目標どおりの成果を挙げていることから、地方公共団体が実施する事業において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。 「フォローアップ調査結果」の目標が未達となった要因を挙げるとすれば、観光客数、宿泊者数及び交流人口の増加を目標にしている地方公共団体が多かった中で、震災の影響や景気低迷などにより、観光客数が目標見込みを下回ったことなどによるものである。  <b>【今後の方向性】</b> 新規特例措置の一層の実現及び特例措置が一層活用されるような制度周知を図りながら、地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き推進する。
		22件		
	70%			
	60.66%			
	計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③地域再生計画の認定	地域再生計画の認定件数	70	平成23年度においては、地域再生計画の認定件数は目標値70件に対し58件と約83%の目標達成件数となった。また、地方公共団体に対する調査においても、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合(以下「フォローアップ調査結果」という。)が、概ね目標を達成する状況となった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○認定件数については、約83%の目標達成状況となり、フォローアップ調査結果については、概ね目標値を達成していることから、地方公共団体が実施する事業において、地域の再生及び地域の活性化において一定の成果があったものと考えている。</p> <p>○認定件数の目標が未達となった要因は、経済の低迷等による地方財政の悪化が少なからず起因していると考えられる。</p> <p>○フォローアップ調査結果による目標が未達となった要因は、用地取得の難航による事業の遅延、景気後退による雇用情勢の悪化、観光客数の減などによるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>地域の自主的取組を総合的に支援するため、地方公共団体の意向を踏まえ、支援措置が一層活用されるよう制度周知等を図る。予算についても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、引き続き予算の効率的な執行を図る。</p>
		58		
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	70.00		
		69.01		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
④地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	70%	地方公共団体に対するアンケート調査において、交付金のメリットを「活用できた」又は「ある程度活用できた」と回答した割合が約87%となり、目標を達成した。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○交付金のメリットを活用できた事例としては、全体の約4割の地方公共団体が「事業や年度を超えた弾力的な執行」と回答しているほか、「予算配分の調整」、「事務の効率化」、「事業実施の効率化」との回答が多い。</p> <p>また、今後もニーズに応じて交付金を活用したいと回答した地方公共団体が約9割となっており、本交付金制度が地方公共団体に評価されている。</p> <p>○交付金のメリットを活用できなかったと回答したのは9地方公共団体(うち2地方公共団体はメリットを活用できたにも回答)となっている。</p> <p>交付金のメリットが活用できなかった事例としては、「自治体の関係部局間の連携が図られず、事業実施の効率化等につながらなかった」、「年度間融通、施設間充当が、自治体内で調整がつかないこと等によりできなかった」などとなっている。</p> <p>「事業や年度を超えた弾力的な執行」等の交付金のメリットについては、地方公共団体によって活用状況に差が生じている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本交付金を活用して行う地域の自主的・自立的な取組がより総合的かつ効果的なものとなるよう、本交付金の制度、メリットの周知を図るとともに、地域再生計画及び本交付金の実施状況やその効果について適切にフォローアップを行う。</p>
		87%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤地域再生支援利子補給金の支給	地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額	80億円	平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額は、目標の80億円を上回る110億円となった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資額は110億円と目標額を上回り、所期の目標は達成した。</p> <p>制度の浸透が図られ、支援策としての有用性が認知されたものと考えられる。</p> <p>なお、平成23年度の地域再生支援利子補給金の支援対象となる110億円の融資により、雇用効果（維持＋新規）として総計2,639名が見込まれており（平成22年度は、融資額65億円による雇用効果の総計879名）、それに伴う利子補給金の支給は1年間で7,700万円（平成23年度融資額110億円×利子補給率0.7%）と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>
		110億円		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
⑥環境未来都市の推進	選定した環境未来都市が策定する計画のフォローアップの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」に該当する評価の環境未来都市の割合	—（24年度目標は70%）	平成23年12月に11都市を環境未来都市として選定し、現在、各都市で環境未来都市計画を作成中であり、平成24年度から各都市における目標に向けて具体的に取り組むものである。	<p>【今後の方向性】</p> <p>環境未来都市に選定された各都市における目標に向けて、各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施、関連予算による先端的な技術を複合的に用いる等の先導的モデル事業への支援や国内外への普及啓発を行うとともに、関連法律の活用によるより効果的な環境未来都市計画の取組の推進を実施する。</p>
		—		
	選定する			
	11			
	環境未来都市の選定			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑦総合特区の推進	認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	—(27年度目標は80%)	総合特区の推進に当たっては、平成23年12月22日に33の地域について総合特別区域の指定を行い、平成24年3月9日に1回目の総合特別区域計画の内閣総理大臣認定を行ったところであり、平成24年度から各区域における目標に向けて具体的に取り組むものである。	【今後の方向性】 総合特別区域の指定を行った区域については、目標達成に必要な規制緩和措置等のための「国と地方の協議会」でのサポートを行うほか、今後の申請に向けて引き続き制度周知を行う。 予算は、制度説明会の会場借料等の庁費、評価に係る旅費等の事務費として使用した。
		—		
	認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均	—(27年度目標は80%)		
		—		

政策6. 地域主権改革の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①地域主権改革に関する施策の推進	法案等の内容の地方自治体への説明	実施	国会提出法案を始め地域主権改革の各課題について、法案の提出及び成立時期、並びに地域自主戦略交付金の交付限度額の通知等に際して、関係地方自治体に対して適時説明会等を開催したほか、地方自治体向けの相談窓口を設置するなどして、必要な情報提供や説明を適時行った。また、地域自主戦略交付金の導入に合わせ、地方の意見等を踏まえつつ、配分計画を策定し、適時説明会等において周知した。	【目標の達成状況の検証】 今次の地域主権改革に関する施策に関連する事務を行う地方自治体に対して、適宜・適切な情報提供等を通じてその事務の円滑な遂行に寄与することで、地域主権改革に係る施策の実施を推進した。  【今後の方向性】 引き続き、関係地方自治体に対し、適宜・適切に情報提供等を行い、地域主権改革を着実に前進させる。
		実施		
	一括交付金(地域自主戦略交付金)の配分計画の策定及びその周知	実施		
		実施		



政策7. 科学技術政策の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
原子力研究開発利用の推進 (原子力政策大綱)	原子力政策大綱に示している基本的考え方等のフォローアップ状況に関する評価	原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認	<p>これまでの原子力政策大綱に関する政策評価結果を踏まえ、新しい原子力政策大綱の作成に向けて、状況の把握、今後の施策の検討等を実施中。</p> <p>なお、平成23年度中には新しい大綱を作成する予定であったが、東電福島原発事故に伴い、検討が長引いている。また、原子力関係経費の見積もり等に際し、平成24年度予算は、東電福島原発事故を踏まえ、事故収束、除染、健康管理等に向けた施策を中心に行うよう基本方針を定め、関係省庁のヒアリング等を通じ、基本方針に沿ったものとなるよう意見を述べるとともに、その政府予算の内容について確認を行った。</p> <p>その他にもエネルギー・環境会議からの求めに応じて、原子力委員会において、今後の核燃料サイクルのあり方に関して、核燃料サイクル政策の選択肢をとりまとめたところ。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 上記の通り。</p> <p>【今後の方向性】 現在、本年夏頃を目途に、新しい原子力政策大綱の策定を進めている。今後の原子力研究開発利用の推進に係る施策については、新大綱を踏まえてのものとなる見込み。 また、核燃料サイクル政策を含むエネルギー政策については、エネルギー・環境会議を中心として、総合資源エネルギー調査会及び原子力委員会等が協力しつつ、議論が進められているところであり、本年夏頃には「革新的エネルギー・環境戦略」が策定されることとなっているほか、エネルギー基本計画の策定も予定されており、新大綱の策定についてはそれらの検討等も踏まえる必要がある。</p>
		震災に伴う原子力発電所事故により、新しい原子力政策大綱の策定に向けた検討が継続中		

政策8. 防災政策の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①防災に関する普及・啓発	①防災フェア等におけるアンケート配布数	500	①及び③は達成したが②は達成できなかった。	<p>防災フェアに参加した者を対象にしたアンケートでは1,000枚を配布し、221人の回答があった。(一部未回答のものも含む)</p> <p>アンケートによれば、「全体的にみて今回のフェアはどうでしたか」という質問に199名が回答しており、「非常に良かった」、「まあ良かった」と回答した方が合わせて188名(85%:未回答も含む)となった。</p> <p>加えて、フェアについては199件が今後も開催していくべきと回答しており、今後も防災フェアを開催していく必要があると考えられる。</p> <p>一方、アンケートの回収割合は目標を達成できていないが、これについては、アンケートの配布、回収場所について来場者の導線が十分に考慮されていなかったためと考えており、今後改善する。</p> <p>また、災害に対する「備え」等の防災教育や災害教訓の伝承については、防災フェアの開催のほか、減災のための手引きや東日本大震災をはじめとする被災者の体験談などを調査しパンフレット等を作成して、HPに公開している。</p> <p>これらパンフレット等は国民や企業からの問い合わせも多く非常に関心が高いが、HP版は印刷物に比べて読みづらいこと、そもそもHPを見ることができない人への配布方法などの課題があり、費用対効果も考慮しつつ、これらの課題への対応を検討する必要がある。</p>
		1000		
	②防災フェア等におけるアンケート回収割合	30%以上		
		20%		
	③防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合	70%以上		
		85%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②国際防災協力の推進	アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数	100名	<p>測定指標について、短期研修者数については目標を上回ったものの、アジア防災センターホームページアクセス数については、目標を下回った。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>23年度においては、内閣府防災担当では東日本大震災の対応を行っており、また研修申し込み元の自肅の動きもありながら、タイ、モンゴル、中国等から計113名の研修者を受け入れたところである。アジア防災センターを通じて、アジア地域において我が国の知識・技術を活用した協力を推進しており、アジア各国において防災に関する取組は進みつつあるが、アジア防災センターホームページアクセス数については、目標を下回ったことから、各国の防災情報の更新等を行っていく必要がある。アジア各国の災害対策基本法、防災基本計画の策定状況、災害対策の推進体制などを見ると未だに十分な状況にあるといえず、今後とも、国連、アジア防災センター、政府間協力などを通じた国際防災協力の推進を図る必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>国際防災協力の推進にあたっては、国連を通じた多国間防災協力、アジア防災センターを通じた地域防災協力、中国、韓国などの政府間防災協力という3つの柱をもとに事業を行っている。東日本大震災を受けて得られた知見や教訓、災害に強い強靱な社会の構築に向けた取組を国際社会と共有する必要があり、今後も国際防災協力をさらに推進していく必要がある。</p>
		113名		
	アジア防災センターホームページアクセス数	61,000回		
		58,805		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③災害復旧・復興に関する施策の推進	都道府県職員を対象とした説明会の開催	平成23年12月5日(月) 開催	住家の被害認定業務及び被災者生活再建支援法等に係る説明会を平成23年12月5日(月)に開催し、都道府県職員に対し、内閣府における復旧・復興対策の取組状況の周知、災害の復興事例の紹介並びに被災者生活再建支援法及び災害に係る住家の被害認定等についての理解促進を図った。	地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識を、都道府県の職員が習得することが求められる。 このため、平成23年度においては、東日本大震災の経験を踏まえた制度の周知を含む説明会を、全都道府県の職員を対象に開催してその促進を図ったところである。 引き続き、災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建等を迅速かつ円滑に進めるため、東日本大震災を踏まえて住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等を実施し、併せて全都道府県の職員を対象とした説明会を継続的に開催することにより、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図ってまいりたい。
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
④防災行政の総合的推進(防災基本計画)	防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映	重要課題が的確に反映された計画の確保	達成できた。(重要課題が的確に反映された計画の確保)	【目標の達成状況の検証】 昨年12月27日の中央防災会議において、東日本大震災以降最初の防災基本計画の修正として、「津波災害対策編」の新設、東日本大震災の教訓を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化等の反映を行ったところである。  【今後の方向性】 引き続き、東日本大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に防災基本計画の修正を行う。
		実施済み		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤地震対策等の推進	大規模地震・津波対策の推進	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ	中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告の公表	【目標の達成状況の検証】 平成23年9月28日に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告を公表し、 ・地震・津波の想定にあたっては、科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること ・最大クラスの津波高に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設などを組み合わせて、ソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立すること ・頻度の高い一定程度の津波高に対しては、人命保護、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、従前と同様、海岸保全施設等を整備することなど、今後の想定地震・津波や対策の考え方を提示した。 なお、本報告を踏まえて、平成23年12月に防災基本計画の修正が行われたところ。  【今後の方向性】 平成24年3月に公表した震度分布・津波高(第一次報告)を受けた南海トラフの巨大地震の対策の検討や、想定すべき首都直下地震及び相模トラフ沿いの巨大地震やその対策の検討を行う予定である。
		報告の公表		

政策9. 沖縄政策の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①駐留軍用地跡地利用の推進	市町村に対するアドバイザー派遣件数	要望がある市町村すべてへの派遣	<p>・アドバイザー派遣要望のあった全ての市町村にアドバイザーの派遣を実施した。</p> <p>・目標としていた跡地利用に係る計画の全てを作成した。</p> <p>・当初要望していた調査1件については、実施時期について課題があり、今年度は見送ることとした。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>専門家(アドバイザー、プロジェクトマネージャー)を派遣し、関係市町村(宜野湾市、金武町、北中城村)に対し、アドバイス等を行うことで、跡地利用計画策定のための調査が実施される等、跡地関係市町村等が行う返還跡地利用計画策定等の促進が図られるとともに、跡地利用の取組が進むなど、跡地利用の推進に有効なものとなっている。(上本部飛行場跡地利用基本構想・基本計画(本部町)、ギンバル訓練場跡地海岸整備基本計画(金武町)、牧港補給地区内埋蔵文化財調査基本計画(浦添市)を策定。)</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、跡地関係市町村等の要望に可能な限り応えていくとともに、限られた資源を有効かつ効率的に使用する観点から、事業の実施にあたっては、施策の連携に十分配慮するなど、少ない費用で高い事業成果が得られるよう効率的な事業の実施を図る。</p>
		2件		
	跡地利用に係る構想・計画の作成状況	3件		
		3件		
	支援を行う実施調査の件数	27件		
26件				
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②沖縄の離島の活性化	離島に派遣した児童生徒等へのアンケート調査での肯定的評価の割合	80%	<p>本島児童と離島との交流促進支援、離島地域で開発された特産品の販売促進支援を実施し、目標以上の実績を達成することができた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・目標以上の実績を達成しており、子供たちが離島の重要性や魅力への認識を深め、離島の交流促進、文化振興・離島観光の持続的発展へつなげていく環境が整備された。</p> <p>(アンケート配布数:584枚、回収率93%)</p> <p>・目標以上の実績を達成しており、外部専門家による指導等の活用を、特産品等の販売戦略構築、販売促進支援へつなげていく環境が整備された。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>離島の活性化は沖縄振興の重要な課題であるとともに、国土保全の観点からも重要であることから、各離島の特性を活かした振興策を引き続き県と連携しながら推進する。</p> <p>(※予算の変動については、平成21年度から実施していた事業が終了したためである。)</p>
		99.5%		
	販売戦略の構築及び販路拡大に必要な専門家等の派遣数	8件		
		11件		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③沖縄振興計画の推進に関する調査	今後の沖縄振興の在り方について検討を行うために審議会等で使用される利活用度	100%	<p>平成24年度以降の沖縄振興の在り方を検討する上で、特に議題となる論点、テーマを厳選し、それに基づく調査を行い、最終的には「沖縄振興の現状と課題(総点検報告書)」「沖縄の振興についての調査審議結果報告(沖縄振興審議会総合部会専門委員会)」等に活用することができた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>本調査は平成23年度で沖縄振興特別措置法が期限を迎えることを踏まえ、その総点検のため、また、24年度以降の新たな沖縄振興策のために実施しており、調査内容は沖縄振興審議会等の審議、報告等に活用している。平成23年度実施分についても、速やかに報告書等を取りまとめ、引き続きその活用を図っていくこととする。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>本調査は沖縄における諸課題を分析し、沖縄振興につながるための方策を検討するものであることから、今後も実施し、沖縄振興のための諸施策を効果的に推進できるよう検討を図ることとする。</p>
		100%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
④沖縄における産業振興	沖縄県入域観光客数	600万人	国際貨物取扱量は震災の影響により前年実績を下回ったものの、今後、ヤマト運輸のサービス開始等により取扱量の増加が見込まれる。情報通信関連企業の立地企業数については、目標をわずかに下回ったものの、前年度よりも増加している。県外からのベンチャー企業誘致数については目標を達成している。コンテンツの商品化件数については、平成22年度にファンド組成し、平成23年度は投資の初年度であり、平成24年度中に2件の商品化が期待される。採択プロジェクト・企業数の商品化割合は今後、目標の達成が見込まれる。雇用に関しては、完全失業率については、基準年よりわずかに改善している。観光に関する指標については、H23年3月の東日本大震災の影響等を受けたこともあり、目標を下回った。	【目標の達成状況の検証】 観光産業については、年度後半は回復基調で推移しており、特に外国人観光客は、受入体制の充実等の取組により、中国本土からの観光客の大幅増加等を受けて過去最高を記録する等、より一層の振興が図られたところ。 雇用情勢について、平成19年度から「みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)」によって県民一丸となって取り組み、情報通信関連産業の集積等、一定の成果は出ているが、雇用の場の不足などのため、失業率等の大幅な改善には至っていない。 【今後の方向性】 リーディング産業である沖縄観光をさらに引き上げていくため、引き続き、外国人観光客の誘客拡大、観光の高付加価値化、観光資源の持続的な利用を通じた観光産業の一層の振興に取り組んでいく必要がある。 雇用については、産業振興を通じた雇用の創出に加え、人材育成、就業意識向上のための取組が必要である。引き続き沖縄県とも連携をとりつつ、失業率等を全国並みに改善できるよう検討を図る。
		553万人		
	沖縄県における観光収入	4,320億円		
		3,783億円		
	沖縄県の完全失業率	全国並み		
		7.1% (全国は4.5%)		
	那覇空港国際貨物取扱量	180,000トン		
		143,121トン		
	臨空型企業誘致	3社		
		2社		
	二酸化炭素排出削減量	-(26年度までに8,200トン)		
		-		
	大学や研究機関等の研究成果の技術移転等を行う支援機関において就職するコーディネーター数	-(24年度までに5人)		
		-		
	沖縄県内の情報通信関連産業への雇用者数	2.8万人		
		3.2万人		
	沖縄県内への情報通信関連企業の立地企業数	240社		
		237社		
県外からの誘致企業数	-(21年度～25年度までに5年間で10社程度)			
	6社			
コンテンツの商品化件数	-(21～25年度の5年間平均20%)			
	0%			
採択プロジェクト・企業数のうち商品化される割合	-(22～26年度の5年間平均20%)			
	19%			
地域医療施設とリハビリ関係施設の整備	-(25年度までに完成予定)			
	-			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤沖縄における社会資本等の整備	地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数	88地区	沖縄における社会資本整備について、各整備分野における指標のうち多くの項目では前年度に比べ実績値は順調に伸びている。	【目標の達成状況の検証】 沖縄の社会資本等の整備水準について、前年度に比べその多くが向上しているものの、目標値と比べ依然としてその水準が低い分野も存在している。 なお、平成22年度のさとうきびの生産量については、4月から8月にかけての生育初期及び旺盛期に日照時間が平年より短く、また、台風7号及び14号による被害のため目標値を上回ることはできなかった。(ただし、平成20、21年度はその目標値を上回っている。) 【今後の方向性】 産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、沖縄における社会資本等の整備は、沖縄の豊かな住民生活の実現のために必要であることから、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画に示される沖縄の将来像に沿って重点的・戦略的に実施していく。
		88地区		
	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(農地・漁港)	—(24年度までに649ha)		
		集計中		
	津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率の向上)[河川・港湾海岸]	59.5%		
		59.6%		
	公営住宅整備戸数	34,700戸		
		調査中(8月末めど)		
	下水道処理人口普及率	70.0%		
		調査中(8月末めど)		
	配水池標準有効容量の達成率	100%		
		70.9%		
	一般廃棄物のリサイクル率	22%		
		集計中		
	一般廃棄物の最終処分率	12%		
		集計中		
	一人当たり公園整備面積	14.0㎡/人		
		調査中(10月末めど)		
	農地にかんがい施設が整備された面積の割合	49.0%		
		集計中		
造林面積	1,660ha			
	集計中			

	漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率	60%		
		集計中		
	公立学校施設の耐震化率	—(27年度までに100%)		
		76.8%		
	10万人対医師数(全国比)	100%		
		—		
	さとうきびの生産量	—(27年度までに945500t)		
		集計中		
	ウリミバエの発生件数	0件		
		0件		
施策	測定指標	目標値 実績値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
⑥沖繩の特殊事業に伴う特別対策	ハブ咬傷年間患者数	65人	<p>・沖繩県におけるハブ対策について、ハブ咬傷事故の治療薬として副作用の危険性が極めて少ない、より安全なヒト由来の特殊抗毒素(治療薬)の開発の実用化を進めた。</p> <p>・沖繩政策金融公庫については、長期・低利資金を安定的に供給するという政策金融機関としての役割について、一定の評価を得た。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・沖繩県におけるハブ対策について、治療薬の開発の実用化が進む一方、咬傷患者数は一定数発生している。</p> <p>・アンケート調査の結果、沖繩振興開発金融公庫の融資・支援体制にかかる「景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給」、「固定金利による長期資金の供給」といった、民間金融機関では対応が困難な分野について一定の評価を得た。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>・ハブ対策については、依然として一定数のハブ咬傷患者が発生していることから、ハブ咬傷事故の治療薬の開発等を引き続き実施していく。</p> <p>・政策金融機関として、沖繩の自立型経済の構築と県民生活の安定を図るため、今後も長期・低利資金を安定的に供給することによって役割を円滑に果たしていく。</p>
		88人		
	特殊抗毒素(治療薬)の研究の進捗状況	特殊抗毒素(治療薬)の開発		
		臨床試験薬製造用抗体の決定		
	沖繩振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(低金利による資金供給)	70.0%		
		89.2%		
	沖繩振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給)	70.0%		
		79.1%		
沖繩振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)	70.0%			
	77.3%			

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑦沖縄の戦後処理対策	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)	5箇所	<p>・沖縄不発弾等対策事業・対馬丸関連事業については、おおむね目標以上の成果を達成することができた。</p> <p>・沖縄戦関係資料閲覧室事業について、来客者数及びホームページ利用件数は目標値に及ばなかった。</p> <p>・位置境界明確化事業については、先の大戦において土地の位置境界が明らかでなくなったいわゆる位置境界不明地域における位置境界の明確化を図ってきたが、現在残っている事案が互いに主張を譲らず解決困難なものが一部残っている。明確化された面積(認証面積率)が平成21年度までは上昇しているが、平成23年度は前年度同であった。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・不発弾等対策については、本土に比べて多くの不発弾が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、これまでも手厚い支援を実施してきたが、平成21年1月、糸満市で発生した不発弾の爆発事故以後大幅に拡充を図ってきている。</p> <p>・沖縄不発弾等対策事業のうち、面的に実施する「広域探査発掘加速化事業」、市町村の行う公共事業に先立ち実施する「市町村支援事業」、発見された不発弾等の安全化処理に必要な土の防護壁を設置する「特定処理事業」については、予算規模を拡大し、着実に実施した。なお、特定処理事業の支援対象に避難困難者の避難に要する費用等を加えた。</p> <p>一方、過去の情報等をもとに不発弾等の点的な探査・発掘を行う「不発弾等処理事業」は、情報保有者の高齢化等により有力な埋没情報が多くは得られなかったため、件数は一定程度にとどまった。</p> <p>・沖縄戦関係資料閲覧室については、主な利用者である遺族、学校関係者や研究者等の利用が伸び悩み、来室者数は前年度並みとなっているが、ホームページ利用件数は減少している。</p> <p>・位置境界明確化事業については、既に99%以上が解決済みであり、また、関係地権者間の合意形成が必要であるため、慎重に事業の進捗を図っている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>沖縄では今なお多くの不発弾等が埋没していると見られるが、情報保有者の高齢化等に伴い、埋没情報が少ないため、広域探査発掘加速化事業を着実に実施するとともに、新たに平成24年度から試行的に実施する民間開発地の不発弾等探査(住宅等開発磁気探査支援事業)等により不発弾等対策を推進していく。</p> <p>また、多くの尊い命が失われた沖縄戦に関する資料について、一般の理解に資するため、引き続き閲覧室での収集資料の公開及びHPでの公文書の公開を推進していく。</p> <p>土地の位置境界が明らかでない地域については、引き続き明確化事業を推進していく。</p>
		1箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)	2地区		
		2地区		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)	9箇所		
		35箇所		
	沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)	0件		
		0件		
	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合)	100%		
		100%		
	対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数	100回		
		116回		
	対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合	90%		
		99.3%		
	沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)	80,000件		
55,892件				
沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)	320人			
	237人			
位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)	認証面積率の上昇(対前年度比)			
	99.6938%			



政策10. 共生社会実現のための施策の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進点検・評価会議開催によるフォローアップ及び子ども・若者白書の取りまとめによって、施策の進捗状況を確認)	子ども・若者を取り巻く現状や子ども・若者に関する施策をまとめた子ども・若者白書の作成及び学識経験者や施策の当事者たる若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、フォローアップを行った。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の開催により、施策の実施状況について検証するとともに審議状況を取りまとめ、関係省庁に周知を図った。引き続き、子ども・若者ビジョンに基づき、施策を着実に推進していくことが求められる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>昨年と同様に、子ども・若者白書の作成及び子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、施策の実施状況等について把握する。</p>
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)	青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	<p>施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)</p> <p>施策の進捗状況を確認</p>	<p>○平成22年度における施策の進捗状況について、平成23年5月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第10回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめた。</p> <p>○平成23年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成23年6月に実施し、同年8月に実施された第11回検討会に速報版として報告した。</p> <p>○同第11回検討会では、法施行後の施策状況を確認し、その課題等を整理して、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」が取りまとめられた。</p> <p>○また、基本計画の見直しに向けた検討会を開始し、平成24年1月に開催した第12回検討会では関係省庁から課題を踏まえた新たな施策について報告され、3月に開催された第13回検討会では基本計画の見直しに係る報告書(提言)の素案が議論された。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況についてのフォローアップを着実に実施した。なお、施策の実施に当たっては、引き続き、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、適宜必要な業務改善に努める必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年度に係る施策状況のフォローアップを実施し、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。</p> <p>○子ども・若者育成支援推進本部において、基本計画の変更を決定する。</p> <p>○平成24年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を着実に実施する。</p> <p>○「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を継続的に開催し、有識者の意見を聴取し、環境整備に係る取組に対して業務改善等に活用する。</p>

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)	子ども・子育てビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	平成23年度に実施した施策等を記述した平成24年版子ども・子育て白書のとりまとめを進めているところ。 また、平成23年度に「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」を実施し、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「子どもの健康と安全を守る取組」(21.3%)、「子どもの学びを支援する取組」(20.3%)、「放課後対策を充実する取組」(16.5%)であった。一方、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「若者の自立した生活と就労に向けた支援に取組」(57.8%)、「子どもを社会全体で支える取組」(56.6%)、「待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る取組」(53.8%)であった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「子ども・子育てビジョン」に基づき、引き続き施策を推進する必要がある。また、平成24年度において、利用者の視点に立った施策の検証等を行うためのインターネットアンケート調査を行う。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版子ども・子育て白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとするとともに、広く一般に周知を図る。</p> <p>○「子ども・子育てビジョン」の効果的な推進に向けて、利用者の視点に立った施策の検証等を行うため、平成23年度の調査結果を踏まえ、インターネットアンケート調査を実施する予定としている。この結果について検証を行い、今後の施策の推進のために活用する。</p>
		施策の進捗状況を確認(結果については後述)		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
④子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する調査研究・人材育成等	子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	75%	○「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」は目標値を下回った。特に10代の若年層や40代、50代の中老年層の割合が低かった。 ○子ども・若者育成支援について、青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回った。また、前年度の実績値からは1.6%下回った。	【目標の達成状況の検証】 ○「都市と地方における子育て環境」や「企業参加型子育て支援サービス」に関する調査研究の実施、結果の公表、また、「家族の日・家族の週間」関連事業や「企業参加の子育て支援事業全国会議」等の理解促進事業を行うなど、「子ども・子育てビジョン」に基づいた、社会全体で子育てを支援することの重要性について国民の理解促進を図ってきているが、目標値を達成することが出来なかったため、引き続き多くの国民の理解を得られるよう情報提供を行う必要がある。その際には目標値の達成度調査の結果から若年層や中高年層に対する啓発等を積極的に実施する必要がある。 ○子ども・若者に関する様々な調査研究を実施し、ホームページ上での公表やマスクミへの情報提供、また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強化月間」、11月の「子ども・若者育成支援強化月間」等において、関係省庁、地方公共団体及び民間団体の参加・協力を得て、関係諸事業及び諸活動を集中的に実施するなどして研修、啓発活動を進めたが、目標値を達成することができなかったため、より多くの国民が子ども・若者育成支援に関する活動に対する関心を高めるよう取組を進める必要がある。 【今後の方向性】 ○実績等を踏まえ、必要に応じて適宜・適切な改善をしながら、啓発や研修を行い、国民の更なる理解の促進、支援者の育成を図っていく。また、調査結果については分析した結果等について、ホームページや、マスクミへの情報提供をより効果的に実施することにより周知を図るとともに、内閣府のみならず関係省庁の今後の施策の推進のために活用を促す。 ○ホームページは有効な情報提供手段であり、引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ○理解促進事業については、開催場所・団体等との連携強化・マスクミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し実施することにより、さらなる国民の理解の促進を図っていく。
		70.3%		
	青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合	40%		
		36.5%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤食育の総合的推進(食育推進基本計画)	食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の推進状況の確認	食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認を行った。	【目標の達成状況の検証】 第2次食育推進基本計画に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら食育を推進する必要がある。 【今後の方向性】 ○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版食育白書を取りまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。 ○食育に関する意識調査を引き続き実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、食育白書に掲載する。 ○食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況のフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行う。
		施策の推進状況の確認		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑥食育に関する調査研究等	食育に関心を持っている国民の割合	90%	目標値が達成できていない。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標としている。</p> <p>平成17年度に70%となっていた割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、ほぼ横ばいの状態が続いており、特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23～27年度)において、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれていることから、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等適切な施策を推進する必要がある。</p> <p>○6月の食育月間において、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。</p>
		72.3%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑦高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	<p>平成23年度に実施した施策等を記述した平成24年版高齢社会白書のとりまとめを進めているところ。</p> <p>また、平成23年10月から平成24年2月にかけて「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」(全5回)を開催し、高齢社会対策の推進状況を確認したうえで、高齢社会対策大綱の見直しに向けての検討を行い、平成24年3月に検討会報告書を取りまとめた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>高齢社会対策大綱に基づき、引き続き国民の意識を把握しながら高齢社会対策を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○平成23年度に実施した施策等を記載した平成24年版高齢社会白書をとりまとめ、施策の状況を把握するとともに、広く一般に周知を図る。</p> <p>○各種調査を継続的に実施し、調査結果をわかりやすくまとめ、高齢社会白書に掲載する。</p>
		施策の進捗状況を確認(結果については後述)		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑧高齢社会対策に関する調査研究・参画促進	社会参加したいと思う高齢者の割合	前年度(72.3%)以上	「社会参加したいと思う高齢者の割合」(「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計)は目標値とした前年度数値を上回った。また、「そう思う」と答えた割合は前年と比べて1.5ポイント増加した。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>高齢者の社会参加活動の促進に向けて、「高齢社会フォーラム」の実施や、地域で活躍する高齢者や高齢者グループの活動の事例紹介事業等、国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現に向けて各種事業を実施している。今回の調査では、目標値を上回る結果となった。特に「そう思う」と答えた女性は、4.4ポイント増加したが、今後も男女ともに増加するよう引き続き普及・啓発のための事業を実施する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○高齢社会フォーラムについては、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代に対し、有益になるような事業となるよう、プログラムの内容等の検討を進める。</p> <p>○エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介しており、高齢期における生き方の参考にしていただけるよう、引き続き事例紹介を実施していく。また、HP上で、よりわかりやすく紹介する。</p> <p>○各種調査を継続的に実施し、調査結果については、基礎資料として政策の企画立案や白書の作成に活用するとともに、ホームページやマスコミを通じて広く一般に周知を行う。</p>
		73.80%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑨バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等	バリアフリーの認知度	100%	目標値が達成できていない。	<p>【目標達成状況の検証】</p> <p>国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目標としている。</p> <p>性別・年代別に見ても、どの層でも認知度は90%を超えており、「バリアフリー」という言葉の浸透度は、ほぼ達成できていると考えられるが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であることから、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要がある。</p> <p>○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより今後の活動を支援するとともに、表彰を通じてバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを促進する。</p>
		92.9%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑩障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況を確認	<p>平成23年度においては、障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ作業を前の年度後半から各省庁と連携して行い、平成23年10月に取りまとめ、公表した。</p> <p>障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)等に基づき、「共生社会」の実現に向けた施策の着実な推進が図られた。</p> <p>また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に関し、意見聴取の過程で指摘された課題(198項目)について、今後とも、新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、着実に対応することとした。</p> <p>さらに、推進状況等を記載した障害者白書を取りまとめた。</p> <p>一方、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、精力的な障害者制度改革への検討が行われ、その「意見」を踏まえ23年7月に障害者基本法が改正されるなどの成果があった。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 上欄のとおり、障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の着実な推進等がみられている。</p> <p>【今後の方向性】 今後は、平成24年度最終フォローアップに向け一層の把握に努めるとともに、24年8月までに設置予定の障害者政策委員会の検討も踏まえ、次期基本計画策定にも活用していく予定。</p>

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑪障害者施策に関する調査研究・連携推進等	「共生社会」の認知度(世代全体)	—(24年度までに50%)	「共生社会政策に関する意識調査」(平成23年度)によると、全体で共生社会という言葉を知っている(22.2%)、「どちらかといえば知っている(28.7%)」を合せて50.9%となり、達成といえる。若者(20歳代)は、「知っている(15.3%)」、「どちらかといえば知っている(22.2%)」で合せて37.5%となっている。	【目標の達成状況の検証】 目標終了年度は平成24年度である。目標としている「共生社会」認知度は、徐々にではあるが、増加傾向にはあり、平成23年度の上記「共生社会政策に関する意識調査」では、「どちらかと言えば知っている」を合せるとついに「世代全体」が50%を超え、60代以上では6割を超えた。ただし、若者世代は、増加傾向にはあるが、4割弱となっている。  【今後の方向性】 24年度は、目標の最終年度であり、8月ごろ、基準値を得た政府広報室調査と同様の調査を実施予定であり、目標達成の可否が確定する予定。一方、今後とも様々な場面・方法を用いた、啓発広報に努めていくこととしている。
		50.90%		
	「共生社会」の認知度(若者世代)	—(24年度までに50%)		
		37.50%		
⑫交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)	第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ基本計画)	第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進	第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5ヶ年計画の1年目である平成23年には、同計画の道路交通の数値目標(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)に対し、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少(▲251人、▲41,966人)となった。	【目標の達成状況の検証】 交通事故の減少の主な要因としては、シートベルトの着用者率の向上、事故直前の車両速度の低下、飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少等であり、第9次交通安全基本計画で掲げた各種施策の取組の成果であると考えられる。しかしながら、平成27年までに数値目標を達成するためには、さらなる減少に向けて、引き続き各種交通安全施策を強力に推進していく必要がある。  【今後の方向性】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。
		※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑬交通安全対策に関する調査研究・人材育成等	普段から交通安全を意識していると思う人の割合	90%	「共生社会に関する意識調査結果」(H24. 3月実施:内閣府)によると測定指標における当年度目標値を達成(90%以上)している。	【目標の達成状況の検証】 「共生社会に関する意識調査結果」によると測定指標における当年度目標値を達成(90%以上)しており、国民の交通安全に対する意識は向上しているものと認められることから、交通安全対策に関する調査研究・人材育成に係る各種事業が少なからず寄与しているものと考えられる。 また、国民の交通安全に対する意識が醸成されるに伴って、交通事故死者数や負傷者数においても、それぞれ前年比減少(▲251人、▲41,966人)していることから、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。 なお、平成23年度の交通安全対策関係予算は対前年度比30%の減少となったものの、事業実施に当たっては、その手法や効果等について検討し、事業の見直しや統廃合を進めるとともに予算の効果的・効率的な執行に努めた。  【今後の方向性】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。 なお、平成24年度の交通安全対策関係予算は対前年度比15%の減少となったものの、引き続き、予算の効果的・効率的な執行に努める。
		90.1%		
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合	90%		
		91%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑭犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)	犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間:平成23~27年度)に基づき平成23年度に実施した施策等については、平成24年版犯罪被害者白書においてとりまとめた。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>平成24年版犯罪被害者白書において施策の進捗状況の確認をしたところ、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」や「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」において関係省庁や有識者による検討が進められているなど、犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた各種施策が進められている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策については、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめ等を通じて、施策のフォローアップに努める。</p>
		施策の進捗状況を確認		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑮犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等	犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合	60%	犯罪被害者支援に関心がある人の割合について、平成22年度に比べて増加が見られたが、平成23年度の目標値とした60%には至っていない。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「共生社会に関する意識調査」によれば、犯罪被害者支援が自分自身に関わる問題だと思う者(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)は46.7%、犯罪行為による直接的な被害のほかにも二次的被害があることを知っている者(「知っている」)は43.3%であった。予算の減額は見られるものの、「国民のつどい」の開催などの各種取組を継続しており、実績値の増加も見られる。しかし、測定指標の目標の達成には至っていないことから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後とも「国民のつどい」等各種広報啓発事業等を通じて、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。</p>
		45%		



施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑩自殺対策の総合的推進	自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	施策の進捗状況の確認	<p>自殺対策推進会議、自殺対策タスクフォースにおけるフォローアップ、自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行うことにより、施策の進捗状況を把握した上で、時宜を得た有効な政策を立案することができた。</p> <p>また、自殺対策白書のとりまとめにより、各府省における自殺対策の進捗状況を確認するだけでなく、自殺対策推進会議及び自殺対策タスクフォースで自殺の状況を確認した上で、各府省、地方公共団体、民間団体で連携して自殺対策強化月間の実施に取り組むなど、機動的に施策を実施することができた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・自殺対策：自殺対策推進会議、官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム及び自殺対策タスクフォースの開催、自殺予防週間の実施、自殺対策強化月間の実施により、自殺対策の推進を図ることができた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>新たな自殺総合対策大綱において実効性のある施策を推進していくため、今後も各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を行う。</p> <p>自殺対策推進会議、官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム及び自殺対策タスクフォースの開催に加え、各種調査を継続的に実施し、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策に関する情報を収集する。</p> <p>さらに、これらの情報を国民にわかりやすくまとめ、自殺対策白書に掲載する。</p>
		施策の進捗状況の確認	<p>その他、平成24年春を目処に策定する新たな「自殺総合対策大綱」において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」を設置し、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画等についてヒアリングを行い、それに対する政府の役割などの議論を行うなど、新たな「自殺総合対策大綱」の策定に向けて取組を実施することができた。</p>	

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑰自殺対策に関する調査研究・人材育成等	自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	40%以上	測定指標については、目標値を下回っており、目標を達成できなかった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心とした啓発活動により、国民の誰もがゲートキーパーであるということを訴求してきたことから、目標に係る実績値は改善が見られたことが考えられる。平成24年1月に実施した「自殺対策に関する意識調査」において、今までに本気で自殺したいと思ったことがあるか聞いたところ「自殺したいと思ったことがある」と答えた者は23.4%に上ることから、自殺の問題自体は実際には多くの国民にとって決して無関係ではない。しかしながら我が国における自殺者数の状況について「知らなかった」と答えた者は34.5%となっており、平成10年から14年連続して年間の自殺者が3万人を超える厳しい状況にあり、自分自身に関わる身近な問題であることへの認識を更に高めていく必要がある。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺や精神疾患に対する国民の理解の更なる増進を図るとともに、地方公共団体等における自殺対策に従事する者の技能向上や相互の連携を促進することにより、自殺対策の一層の推進を図る。</li> <li>・3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間において、関係機関や民間団体とも連携して重点的に啓発活動を実施することにより、国民の理解の更なる促進を図る。</li> <li>・今後、地域自殺対策緊急強化基金により実施する事業については、その効果の検証を求めていくこととしている。</li> <li>・地域自殺対策緊急強化基金を活用した取組の事例集の作成やゲートキーパー養成のための教材の開発・作成を通じ各地域での効果的な普及啓発や人材育成の更なる促進を図る。</li> </ul>
		36.20%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑱青年国際交流の推進	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	90%以上	6事業中全体の平均として94%であり、目標を達成した。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>各事業別に見ると、以下のとおりである。</p> <p>東南アジア青年の船：94% 世界青年の船：89% 国際青年育成交流事業：100%</p> <p>日本・中国青年親善交流事業：92% 日本・韓国青年親善交流事業：96%</p> <p>青年社会活動コアリーダー育成プログラム 92%</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>行政事業レビューの結果、全体プログラム及び枠組みの大幅な見直し、改善、効果測定が無い限り廃止すべきという判断となった。平成23年度については全体として目標を達成しているところであるが、行政事業レビューの結果を踏まえ、更なる効果的なプログラム実施のための見直し、プログラムの効果測定の充実を行っていく。</p> <p>また、支援業務が一部を除き1者入札が続いていることについては、平成24年度から事業者が競争入札に参加しやすくなるよう、公示期間の延長や仕様書における業務内容の記載の明確化等を行う。</p>
		94%		

政策11. 栄典事務の適切な遂行

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①栄典事務の適切な遂行	春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね4,000名 (上段:春、下段:秋)	<p>栄典制度の適切な運用に努め、適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の総数の発令に努め、おおむね目標を達成した。</p> <p>一般推薦制度に係る内閣府のホームページへのアクセス数については、広報展開に内閣府ホームページのトップページでの告知やインターネットサイトテキスト広告といった手法により、同制度の周知に努めたところであるが、22年度は「YAHOO! ニュース」及び「時事ドットコム」のインターネットテキスト広告を利用した月が突出して2万件近くの伸びに対し、23年度は「MSN産経ニュース」を利用したが、そこまでの伸びは得られず前年度比減となったが、21年度に比して約2,600件の増(+9.3%)となった。今後は訴求効果の高いメディアによる広報に努める。</p>	<p>栄典は国民にとって高い関心事項の一つとなっている。それは春、秋それぞれの叙勲及び褒章に係る報道が新聞各紙等で大きく取り上げられている(平成23年度は、全国紙、ブロック紙、地方紙各紙等において取り上げられた)ことでも示されており、勲章・褒章の制度は広く国民に浸透・定着しているものである。</p> <p>23年春の叙勲及び褒章は、東日本大震災の影響により例年4月中・下旬に行う閣議決定を見合わせていたが、各方面の意見を勘案し、6月中旬の閣議決定に至った(発令日は4月29日)。また、震災に関する緊急叙勲についても24年3月11日までに警察28件、消防218件順次実施し、栄典事務の適切な遂行に努めた。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>                      栄典事務の適切な遂行に当たり、引き続き春秋叙勲候補者推薦要綱等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。</p> <p>また、一般推薦制度についても、より多くの国民に同制度を周知するため、政府広報の一層の活用や各都道府県に対する広報の要請の強化等、引き続き同制度に係る広報活動の強化に努めていくこととした。</p> <p>なお、栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、◇官民比率のバランスに留意、◇民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、◇人目につきにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘など、栄典事務を適切に遂行する上での留意すべき重要な点を踏まえ、制度の適切な運用に努めていく。</p>
		春:4064名 秋:4079名		
	危険業務従事者叙勲の発令数	毎回の発令ごとに概ね3,600名		
		3609 3624		
	春秋褒章の発令数	春秋ごと概ね800名 (上段:春、下段:秋)		
		春:728名 秋:720名		
	発令日	春:4月29日、秋:11月3日		
		4月29日 11月3日		
	「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数	前年度比増		
		30838件		

政策12. 男女共同参画社会の形成の促進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①男女共同参画施策の総合的推進(男女共同参画基本計画)	男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認(男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認)	目標期間終了は27年度である。	<p>目標期間終了は27年度であるが、本年度の総括を行い以下に記載する。</p> <p><b>【目標の達成状況の検証】</b>                      ○女性国家公務員の採用のように着実な成果が見られる分野もあるものの、民間企業や国家公務員における管理職比率等、上昇傾向にあるものの、依然として低い数値にとどまる分野もある。                      また、第一子出産前後の女性の継続就業率のように長期的にはほとんど変化していないものや男性の育児休業取得率のように基本計画策定時と比べて最新値で悪化しているものもある。                      ○第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うことを目的に男女共同参画会議に監視専門調査会を設置し、定期的に基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を監視するとともに、成果目標や参考指標の動向についても把握を行った。                      また、男女共同参画基本計画において「今後取り組むべき喫緊の課題」の一つとしている「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について、男女共同参画会議監視専門調査会において監視を実施し、その結果を中間整理として取りまとめた。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>                      ○第3次男女共同参画基本計画における基本的な方針のなかで位置づけている、女性の活躍による経済社会の活性化や実効性のあるポジティブ・アクションの推進について、具体的な推進方策を検討するため、平成23年3月から男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会において専門的な議論をお願いし、平成24年2月に最終報告の取りまとめが行われた。                      ○この最終報告を受け、平成24年3月14日の男女共同参画会議において、政府全体で取り組むべきこととして、「今後の取組事項について」が決定されたところであり、今後、報告書で取りまとめた推進方策の実現に向け、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携しながら、具体的な取組を進めていく。</p>
		施策の推進状況を取りまとめた「男女共同参画白書」の国会報告		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②男女共同参画社会に関する普及・啓発	男女の多様な生き方を認める割合（「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合）	56%	ホームページについては、積極的な情報の掲載を行い、アクセス数の増加につながった。また、広報誌についても、目標値を上回った。なお、男女の多様な生き方を認める割合については、23年度は当該世論調査を実施しなかった。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>広報誌や各種パンフレット、ホームページ上での情報提供等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。このうち、ホームページについては、積極的な情報掲載を行い、年間平均アクセス件数が目標値を大きく上回った。</p> <p>また、広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>広報媒体等について、部数の不断の見直しを行う。また、ポスター等の選定に当たり、有識者の意見を聴取し、民間とのタイアップを深めるなど、一層効果的な広報に努める。</p> <p>男女共同参画ホームページの維持・管理の更なる効率化を図る。</p>
		-		
	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	月33,000件		
		月72,000件		
	総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合	70%		
		81%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値)	80%以上	<p>「フォーラム」については、肯定的な評価の割合が80%を超え、目標を達成することができたが、「苦情処理研修」については、肯定的な評価の割合が目標値をやや下回った。地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標値を100件以上としていたが28件に留まった。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、目標値を上回る3団体と新規に共催事業を展開することができたが、実施結果に対する肯定的な評価の割合が目標値を下回った。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「フォーラム」については、前年度のアンケートにおける参加者の意見を踏まえ、講師選定及びパネルディスカッションについては話題性があり、一般市民が興味をもてる内容にするとともに、内閣府からは男女共同参画の施策をより詳しく説明するなど、工夫を行った結果、参加者の満足度の向上が見られた。</p> <p>「苦情処理研修」については、前年度まで男女共同参画に関する基礎研修と合同して開催していたが、平成23年度においては東日本大震災の影響により「基礎研修」を開催しなかったため、「苦情処理研修」単独で実施した。これにより研修日程を前年度までの2日間から半日に短縮したことに伴い、講義時間等も短縮せざるを得なくなったことなどにより、参加者の満足度がやや低くなったものと考えられる。</p> <p>地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標設定当初、2件の調査と1件の事業を予定し、目標値を100件以上としていたが、東日本大震災の影響により、地縁組織における女性の参画の事例収集調査を取りやめ、地域連携支援事業など28件に留まり、目標値を下回った。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、特に一般参加者の利便性が低い実施形態(平日・午前等)において参加者の満足度が低下する傾向が見られ、目標値を下回る結果となった。活動テーマとして設定した「女性の経済活動」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力をなくすための啓発」は、いずれも肯定的な評価の割合に差は見られず、テーマ設定・企画は適切であったと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>「苦情処理研修」については、平成24年度は「基礎研修」と合同で2日間にわたり実施することとしているところ、参加者のアンケート結果を踏まえてカリキュラムの見直しをするなどして、参加者の満足度向上に努めたい。</p> <p>また、今後も地域の多様な主体の連携・協働を促し、地域のあらゆる分野で男女共同参画を推進することができるよう、地域の関係機関等に効果的な支援を行っていく。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、引き続き各共催団体との連携・取組実践のもと、男女共同参画に対する理解増進を図る。</p>
		85.4%		
	「男女共同参画に関する基礎研修」「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値)	80%以上		
		75.2% (苦情のみ)		
	地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数	100件以上		
		28件		
	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	80% 1団体		
72% 3団体				
施策	測定指標	目標値 実績値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
④国際交流・国際協力の促進	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	7回	国際会議への出席回数は目標値を上回っている。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国際会議への出席に当たっては、今後とも日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果は、ホームページ・メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞か会」等で紹介し、その普及に努めている。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画・第15分野の推進については、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度等の成果目標を達成できるよう取り組んでいく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果の国内の普及に努める。</p>
		10回		
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	具体的施策の推進		
具体的施策の推進				

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取組	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	全地方公共団体	<p>・毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成23年度は全地方公共団体へ送付した。</p> <p>・若年層を対象とする予防啓発の促進については、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、効果的な若年層の指導を行えるよう全国5か所まで8回(申込多数のため追加開催した1回を含む。)指導者研修を実施した。</p> <p>・男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とし、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長及び同男女共同参画センター長を対象とした性犯罪支援体制整備促進に係る課長等会議を開催した。</p> <p>・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者(相談員及び相談員を管理する職員)を対象とするワークショップ(管理職2回、相談員3回)を行った。</p> <p>→以上のとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を実施した。</p> <p>・東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)において、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>・女性に対する暴力に関するポスター等については、目標どおり、全地方公共団体に送付した。</p> <p>・研修やワークショップは、目標以上に実施することができ、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。</p> <p>・東日本大震災の被災地における相談事業は、目標の達成状況を測ることは困難である。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。</p> <p>・若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。</p> <p>・男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とした研修については、性犯罪被害者に対して適切な支援がなされるよう相談員に対する研修も実施する。</p> <p>・官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めてまいりたい。</p> <p>・東日本大震災の被災地における相談事業実施期間中は数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化し、その件数も増加していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。</p>
		全地方公共団体		
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	具体的施策の推進		
	具体的施策の推進			
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑥女性の参画の拡大に向けた取組	女性の参画の拡大状況の確認	女性の参画状況の確認(各調査による)	女性の参画状況を各分野において調査し、概ね達成したといえる。	<p>女性国家公務員の採用(平成23年度26.2%)のように着実な成果が見られる分野もある一方で、民間企業や国家公務員における管理職比率(民間企業は平成22年6.2%、国家公務員は平成22年2.4%)等、上昇傾向にあるが、依然として低い数値にとどまる分野もある。国の審議会等委員はこれまで順調に上昇していたが、平成23年に0.6%減少した。このように、分野によってその現状や進捗に差がみられることから、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが必要である。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、分野ごとに「2020年30%」の目標の達成に向けた中間目標を設定するとともに、分野に応じた施策を盛り込んでおり、同計画に沿って取組を強化・加速している。</p> <p>また、平成23年2月から男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会を行い、同調査会報告(平成24年2月)では、雇用、行政、政治、科学技術・学術の4分野における、ポジティブ・アクションの推進方策についての検討・整理がなされた。</p>
		国家公務員I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)における採用者に占める女性割合26.2%(平成23年度)、本省課室長相当職以上に占める女性国家公務員割合2.4%(平成22年)、国の審議会等委員に占める女性の割合33.2%(平成23年)、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合6.2%(平成22年)		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑦新分野における男女共同参画の推進	男性にとっての男女共同参画シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合	70%	測定指標における目標を達成している。	<p>男性にとっての男女共同参画の意義について正しい理解を促す「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を全国3か所で実施。各会場とも定員を上回る申し込みがあるなど、男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう促すことができた。また、来場者のアンケート調査でも満足度が80%を超えるなど、目標を達成した。</p> <p>また、男性にとっての男女共同参画ホームページの開設、男性の固定的性別役割分担意識に関する総合的な調査研究、男性の地域社会への参画に関する好事例の収集を行った。</p> <p>ホームページを有効に活用し、調査結果や好事例を情報提供するなどにより、男性の地域・家庭への参画促進を図る。</p>
		89.3%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
⑧仕事と生活の調和の推進	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」のとりまとめによる施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況を確認し、目標をおおむね達成することができた。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という。)において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011」(以下、「レポート2011」という。)において、平成23年度に講じた仕事と生活の調和の推進に関する国の施策のほか、地方公共団体、労使団体等各主体の取組をとりまとめ、公表した。</li> <li>・行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しているが、最新値(2011年12月時点)について行動指針策定時(2007年12月)と比較し、25～44歳女性及び60～64歳の就業率、フリーター数、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、保育等子育てサービスの提供割合、男性の育児休業取得率の6項目について改善がみられた。</li> <li>・また、レポート2011では、評価部会での議論を受け、新たに介護と仕事の両立に関する問題をとりあげ、今後の課題と位置付ける等、実態に即した点検・評価を行い、憲章、指針に基づく施策の進捗状況を確認することができた。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に向け一層の取組を推進する。</li> </ul>
		施策の推進状況をまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の公表		



政策13. 食品の安全性の確保

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①食品健康影響評価技術研究の推進	実施要領に定める事後評価結果	すべての評価項目について平均評価点が普通(評価項目Ⅰ及びⅡについては3、評価項目Ⅲについては5)以上の研究課題が50%以上	<p>・平成24年度以降も継続される15研究課題のうち、13課題については、中間評価において平均評価点3以上の結果であったため、目標以上の成果を達成できた。平成23年度に研究が終了した5課題の事後評価については、7月に開催予定の調査・研究企画調整会議において実施する予定である。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 平成23年度政策評価(事後評価)においては、一部集計結果が出ていないが、現時点では目標を達成している。</p> <p>【今後の方向性】 「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、引き続き、リスク評価の的確なかつ効率的な実施に資する研究を推進していく予定であり、具体的には、次の取組を実施する。 ・独自の研究機関を有しない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性にかんがみ、研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算を拡充して要求する。 ・従来以上に多くの研究機関に対して研究について周知することにより、研究に係る応募者の範囲の拡大に努める。</p>
		未集計(7月頃集計予定)		
	実施要領に定める中間評価結果	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上		
		86%		
②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	60%以上	<p>平成23年度は、意見交換会の参加者の80.7%がリスク評価等について「理解が増進した」と回答し、71.7%が意見交換会に「満足した」と回答しており、目標以上の成果を達成できた。また、平成23年度末のメールマガジン登録者数は、11,215人となり、前年度末に比べ20.0%増加しており、目標以上の成果を達成できた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】 「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分な配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施した結果、目標以上の成果を達成できた。なお、事業の実施に当たっては、行政事業レビューを踏まえ、事業の適切な進捗管理など、予算の効率的執行に留意しつつ行った。</p> <p>また、メールマガジンについて、食品の安全性に対する関心が高いと思われる層に対してチラシを配布するなど、積極的に働きかけを行った結果、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>【今後の方向性】 ・企画等専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確で分かりやすい情報提供と意見交換に努める。 ・メールマガジンについては一定数の会員を確保し、情報発信をできる体制になったと考えられることから、情報発信に関する新たな目標を設定し、さらに幅広い情報発信を図る。</p>
		80.7%		
	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	60%以上		
		71.7%		
	年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)	18%以上		
		20.0%		

政策14. 公益法人制度改革等の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保	1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)	2000	申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、2,000件の目標に対して、その約89%にあたる1,775件(平成22年度は859件)の申請を受け付けるとともに、審査においては、柔軟かつ迅速な審査を進め、目標を達成できた月は5ヶ月であったが、全体としては、平成24年4月1日登記を希望した1,273法人(法人の事情により間に合わなかった約40法人を除く)を含む1,622法人の処分を行うことができたことから、新制度への円滑な移行について概ね目標を達成できたと言える。 また、移行した法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認等を行い、結果として不利益処分を課す法人はなかったことから、適切な監督の実施を実現できたと言える。	【目標の達成状況の検証】 平成23年度末時点において、2,748法人(平成23年度は1,685法人)からの申請を受け付け、2,490法人の審査を終えている。内閣府で実施した国所管特例民法法人に対するアンケート調査によると特例民法法人6,625法人のうち約4,400法人が内閣府に申請する見込みであることから、すでに約63%の法人から申請を受け付け、約57%の審査を終えたこととなり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して一定の成果があったと言えるが、平成24年度についても、平成23年度と同程度の申請を受け付けることが予想されるため、引き続き申請から4ヶ月を目標に柔軟かつ迅速な審査を進める必要がある。 また、平成23年度において監督対象となる約900法人について、不利益処分を課すような事例はなかったが、平成23年度には新たに約1,600法人が設立されたことから、適時・適切な監督を実現するため、効率的な取組みを検討する必要がある。 【今後の方向性】 平成24年度にも平成23年度と同程度の申請が予想されることから、引き続き各種相談会の開催や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質を確保されるよう取り組むとともに、平成24年度中には、平成25年11月末までの移行期間が1年を切ることから、各法人が期間内に確実に申請し、移行できるよう未申請法人に直接申請を働きかけるなど申請の促進を進め、新制度への円滑な移行を実現する。 また、平成24年度は、引き続き審査が集中することに加え、監督の対象となる法人が昨年度にくらべ約3倍となることから、審査及び監督にかかる事務の停滞を招かないよう事務の効率化に取り組んでいく。
		1775		
	1ヶ月における諮問数	1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする		
		5ヶ月達成		
	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	1%以下		
		0%		
施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整	特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	平成21年12月1日から平成22年12月1日の間で、「特例民法法人に関する年次報告」で、把握できる限りにおいて ・同一親族理事又は特定企業関係者理事が理事に占める割合が1/3超、 ・同一業界関係者理事が理事に占める割合1/2超、 ・収益事業支出が総支出に占める割合が50%超、 ・内部留保の水準が30%超 の指導監督基準に違反する可能性のある法人は一年間で、1066法人(重複あり)に減少している。(ただし、上記の条件に該当するとしても、直ちに指導監督の対象となるとは限らない)	【目標の達成状況の検証】 平成21年12月1日から平成22年12月1日の一年間で指導監督基準に違反する可能性のある法人は1066法人に減少しており、一定の効果があったものと考えられる。また、平成23年度「特例民法法人に関する年次報告」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等の決定・申合せに適合しない法人が散見されたことから、「特例民法法人に対する指導監督の徹底について」(平成23年10月20日公益法人行政担当室発出)により、内閣府から各所管府省に、上記基準や申合せ等に適合させるよう速やかに指導監督するよう要請を行ったところであり、今後、各主務官庁における指導監督が適切に行われていくものと予想される。 【今後の方向性】 平成24年度には、新公益法人へ移行する法人が多くなることが予想されることから、各主務官庁による指導監督の対象となる法人数も減少することになるが、平成24年度特例民法法人の年次報告においては、特例民法法人に対する指導監督の追跡調査も行っており、現状の適切な把握に努めるとともに、必要に応じて、指導監督の要請を行っていく予定。
		「特例民法法人の概況調査」において、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を満たしていない法人数が1066法人の減少		

政策15. 経済社会総合研究の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①経済社会活動の総合的研究	ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数	前年度並(121419)	<p>①「ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数」については、前年度の水準を概ね達成している。</p> <p>②「景気指標に関するHPへのアクセス件数」については、前年度の水準を概ね達成している。</p> <p>③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、参加者の評価が目標を上回った。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>①前年度に対して数値の減少がみられるのは、集計方法の変更による要因が大きい。具体的には、内閣府内からのアクセス数を除くなど、集計システムが改修されたためである。定量的に把握することは困難であるが、一例として、「日本経済2011-2012-震災からの復興と対外面のリスク」、「地域の経済2011-震災からの復興、地域の再生」、「財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」中間報告」や「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」(いずれも内閣府)といった報告書等で政府部内でも利用されている。これらの点を勘案すると、当研究所の研究成果に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。</p> <p>②前年度に対して数値の減少がみられるのは、集計方法の変更による要因が大きい。具体的には、内閣府内からのアクセス数を除くなど、集計システムが改修されたためである。この点を考慮すると、前年度並みの水準を概ね達成しており、景気指標に対する関心及び一定の評価が得られているものと考えられる。</p> <p>③「ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合」については、引き続き高い評価が得られているものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>①政策課題に運動した研究テーマに取り組むことなどを通じ、政策の企画立案・推進の支援等により、HPへのアクセス件数を維持できるように努めていくとともに、研究の進め方を随時見直していく。</p> <p>②景気指標は、民間における景気動向に対する理解を深め、政府の的確な景気判断、経済財政政策の運営のための基礎材料として活用されているところである。HPのアクセス件数については、引き続き一定の水準を維持できるよう、HPの利便性等を考慮しつつ、情報提供の効率化及び円滑化に努めていく。</p> <p>③今後とも、経済政策上の重要な問題について、論点を明確化し、政策形成に資するとともに、広範な議論を喚起することを目指して、フォーラムを開催することとする。</p>
		90938		
	景気指標に関するHPへのアクセス件数	前年度並(505740)		
		314797		
	ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合	総じて3分の2以上		
		74.70%		
施策	測定指標	目標値 実績値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
②国民経済計算	「公的統計の品質に関するガイドライン」(平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」)における品質評価の観点の踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。	100%	<p>ガイドラインにおける品質評価の観点の踏まえ、</p> <p>①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報の公表を目標通り100%遵守した。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国民経済計算関連統計を作成・発表することにより、我が国の経済状態を数量的に映し出すことが可能となり、景気動向の把握や政策効果の有効性の判断、政策基盤の材料として様々な方面で活用されることが可能となる。国民経済計算関連統計を公表する際には、ガイドラインに基づき、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を行った。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続きガイドラインにおける品質評価の観点の踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表し、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表する。</p>
		100%		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③人材育成、能力開発	研修に対する研修員アンケートの満足度	80%以上	研修員からの研修に対するアンケート結果の満足度は80.6%で、引き続き高い評価を得た。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>研修員アンケートの結果や政策担当部局からの要望等を踏まえ、eラーニングの導入、新規研修の創設等、研修内容の改善を図ったことが高い満足度につながったと考える。</p> <p>JICAと共同で実施している発展途上国の政策担当者を対象とした研修「経済政策」では、各国から参加した研修生は帰国後、研修で得た知識を踏まえ、自国の経済政策上の課題解決のための政策提言を行っている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>現在実施している研修について、その必要性、有効性等について厳しく吟味するとともに、職員のキャリア形成という長期的視点も考慮した研修を企画する。また、内閣府人材育成・活用方針に基づき、人事課等との連携の下、入門セミナーを実施する。</p>
		80.6%		

政策16. 迎賓施設の適切な運営

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①迎賓施設の適切な管理・運営	迎賓館事務連絡会議の開催数	毎月開催	<p>接遇実績については、目標回数を円滑かつ安全に実施するとともに、賓客からは接遇に対する感謝の意が表されており、高い評価をいただいているものと考えられ、賓客に満足してもらい我が国の外交に資する有効な施策の実施を行うことができた。また、一般参観(赤坂、京都)及び前庭公開(赤坂)において92%を超える方に満足いただけた結果となっており、迎賓施設に対する国民の理解を深めることができた。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>迎賓館事務連絡会議を毎月(8月を除く)開催した。</p> <p>接遇については、震災の影響で受入が16回(赤坂6回、京都10回)と計画の目標値を下回った。しかしながら、賓客の安全対策に対応した適切な警備を確実に実施し、いずれの接遇においても感謝の意を表されるなど高い評価をいただいていると考えられ、賓客の満足を得ることができたことから目標の成果を達成できたと評価した。</p> <p>一般参観については、適切な実施により目標値である32,000人(赤坂20,000人、京都12,000人)の参観者を得た。なお、前庭公開(赤坂)については、震災による電力節電の必要性から、電力の掛からない前庭公開を毎年夏期に行っている一般参観と入れ替えて9月に実施したが、期間中は真夏日(平均32度)であったことから2,980人の入場者であった。しかしながら、一般参観者(赤坂、京都)及び前庭入場者(赤坂)へのアンケートにおいて92%以上の方が満足したとの回答を得た。</p> <p>【行政事業レビュー等での指摘等】</p> <p>行政事業レビューにおいて、迎賓施設の役割、接遇について、国民の理解を深めるため、一般参観、前庭公開等適切に実施すべき。また、引き続き、ボランティアの活用により、コストの効率化を図るべきとの指摘。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>迎賓館の利活用について、引き続き促進に努める。また、迎賓施設の役割について、国民の理解を深めるため、一般参観及び前庭公開の充実にも努める。なお、行政事業レビューでの指摘については、ボランティア説明員を増員し、迎賓施設の役割、接遇について、より一層国民の理解の深化に努めるとともに、コストの効率化を図って行く。</p>
		11回		
	利用(接遇)実績	年18回		
		赤坂8回、京都10回		
	赤坂迎賓館一般参観者数	16回		
		赤坂6回、京都10回		
	京都迎賓館一般参観者数	20,000人		
		20,000人		
	前庭公開入場者数	12,000人		
		12,000人		
	一般参観者及び前庭公開入場者へのアンケート実施による肯定的評価(「満足した」、「ある程度満足した」の合計割合)	10000人		
2,980人				
賓客の安全対策に対応する適切な警備と秩序維持	80%以上			
	92%以上			
	確実に実施			

政策17. 北方領土問題の解決の促進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①北方領土問題解決促進のための施策の推進	全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数	月1回以上	北方対策ホームページ更新件数は目標を達成したが、アクセス件数及びアンケートにおけるイベントへの参加意欲があるとの回答割合は目標を下回った。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>内閣府北方対策本部のホームページについては、情報の更新頻度を向上させ、23年度末には全面的にリニューアルを図るなど、アクセス件数の増加に努めてきたところ、引き続き、更新作業を適切に行う必要がある。</p> <p>アクセス件数については、22年度の実績値を踏まえ設定した目標値を下回る結果となった。22年度は、ニュースで取り上げられた話題(メドベージェフ大統領の国後島訪問、菅前総理による北方領土返還要求全国大会での発言等)が多く、結果として本部ホームページアクセス件数増加につながった一方で、23年度は23年3月に発生した東日本大震災の影響により、アクセス件数が大幅に減少したものと考えられる。</p> <p>アンケート結果は、設定目標値を下回ったものの、回答数は1.7倍に増加し、「イベント等への参加意欲がある」と答えた割合も22年度の実績値を上回った。また、昨年度、80.9%、79.0%という高い結果を出した「署名・募金活動への協力意欲」「インターネット上での署名・募金活動への協力意欲」についてもそれぞれ81.6%、82.6%と昨年度を更に上回っており、北方領土問題に対する国民の理解と関心は着実に高まってきているものと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>平成24年度は、新たなホームページ「北方四島デジタルライブラリー」も本格的に始動することから、より多くの国民に対し、北方領土問題について発信することが可能となる。また、様々なメディアを活用した啓発事業を行う予定であり、これらの取組を通じて、国民の理解と関心の一層の向上を図る。</p>
		月1回以上		
	北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)	12,000件以上		
		4,524件		
	北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合	70%以上		
		62.5%		

政策18. 国際平和協力業務等の推進

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①国際平和協力業務等の推進	国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価	肯定評価	<p>肯定評価が得られた。</p> <p>○平成23年度においては、UNDOF(国連兵力引き離し監視隊)、UNMIS(国連スーダン・ミッション)、MINUSTAH(国連ハイチ安定化ミッション)、UNMIT(国連東ティモール統合ミッション)に引き続き要員を派遣したほか(UNMISへの要員派遣については平成23年9月に任務を完了し帰国)、同年11月からはUNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)への司令部要員の派遣を開始。平成24年1月からは施設部隊等を同国に派遣した。</p> <p>○上記各ミッションに関し、日本の協力に対する高い評価が得られているところ。</p> <p>・UNDOF…平成24年1月、UNDOF幹部から、UNDOFにおける日本隊の役割について感謝するとともに、他国と比較しても個々の高い能力、士気、規律をもって、特に後方支援業務を高く評価している旨発言があった。</p> <p>・UNMIS…平成23年5月、UNMIS幹部から、日本の要員をととも頼りにしている旨発言があった。</p>	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>各ミッションにおいて、大きな事故もなく、適切にミッションをこなし、国際社会の平和と安定に貢献していると評価できる。各ミッションに関して国際社会から高い評価が得られたことは、大きな実績である。また、我が国は、現地のニーズに応じたきめ細やかな派遣を心がけており、例えば平成24年1月には、自衛隊の施設活動に対するハイチ住民の理解を高め、施設活動の円滑な遂行を図るため、実施計画に住民への生活支援物資の配布業務を追加する等、柔軟な対応を行った。</p> <p>こうした活動の結果、国内における国連平和維持活動への参加についての考え方も肯定的な評価が増えてきている。例えば、平成23年度外交に関する世論調査によれば、国連平和維持活動への参加について、「これまで程度の参加を続けるべきだ」、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」と答えた者の割合の合計が、平成21年度には80.4%、平成22年度には85.2%、平成23年度には83.6%と、昨年度調査からは減少したものの、過去の調査と比べると増加傾向にある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、新規案件の検討を随時行うとともに、法に基づき各種ミッションを着実に実施していくこととする。</p>
			<p>・MINUSTAH…平成23年5月、ミュレ国連MINUSTAH特別代表から、施設部隊の活動に対して感謝の言葉が述べられた。また、マルテリー大統領から、日本の支援に対し感謝の言葉が述べられた。平成23年8月、潘基文国連事務総長から、日本政府の国連PKOへの協力、特にMINUSTAHへの参加への協力強化の取り組みに謝意を示した。平成23年10月、フェルナンデスMINUSTAH特別代表から、施設部隊の活動を高く評価する旨発言があり、感謝の言葉が述べられた。平成24年1月、ハイチ国際平和協力業務に従事する施設部隊が大地震で損壊した病院や警察本部を解体・整地。作業後の引渡式でハイチ政府代表から感謝の言葉が述べられた。</p>	

肯定評価

・UNMIT…平成23年5月、ラモス=ホルタ大統領から、UNMIT軍事連絡委員の活躍を高く評価する旨発言があった。また、カルロス外務大臣代行(副大臣)から、UNMIT軍事連絡委員の活動に感謝が述べられた。平成23年8月、アミーラ・ハク国連事務総長特別代表兼UNMIT代表から、これまでの軍事連絡委員の活躍、日本からのUNMITに対する支援に感謝の言葉が述べられた。

・UNMISS…平成23年11月、UNMISS幹部から、司令部要員派遣、施設部隊派遣による日本の平和構築への貢献に感謝する旨発言があった。平成24年2月、デン・アロル内閣担当大臣から、施設部隊派遣に対し感謝の言葉が述べられた。

○また、国際社会における我が国の役割を改めて認識し、世界の国々と協調しながら更に国際貢献を進めていくとの観点から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動の成果を総括し、今後の我が国のPKO等のあり方を検討するため、平成22年10月から開催されていた「PKOの在り方に関する懇談会」におけるこれまでの議論の中間取りまとめを平成23年7月に公表した。

政策19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①政府・社会等に対する提言等	日本学術会議法に定める答申、勧告、その他の要望、声明、提言等の意思の表出 ・意思の表出の件数	58件	政策決定者に対して、科学者としての専門的かつ信頼性のある勧告等の意思の表出を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。測定指標「意思の表出の件数」についても、目標を上回った。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関（日本学術会議法第2条）であり、学術会議が政府・社会に対する提言等の意思の表出を通じて、政策決定者や市民社会に対し、科学者としての専門的かつ信頼性のある見解を提示しまたは助言することは、日本学術会議の目的である科学の向上発達と行政、産業、国民生活への科学の反映浸透のため必要不可欠な活動である。</p> <p>○平成23年度は、3月に発生した東日本大震災の今後の対策について、学術的な立場から、8月までに七つの緊急提言を发出するなど、迅速な審議と発信を行ったほか、9月に水産業の復興に関する提言等を行った。これらの提言については、その趣旨が、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（平成23年5月17日原子力災害対策本部）に反映されるとともに、「平成23年度科学技術戦略推進費『重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査』によるプロジェクトに係る実施方針」（平成23年5月19日 総合科学技術会議）に基づき、当面の調査活動費が確保され、文部科学省を中心とする放射線量調査が開始されたほか、海外アカデミーからも反響があった。</p> <p>さらに、「東日本大震災復興支援委員会」を立ち上げ、その下に「災害に強いまちづくり分科会」、「産業振興・就業支援分科会」、「放射能対策分科会」の3つの分科会を設置し、審議を行った。審議にあたっては、被災地における現地調査も行うなど、被災地の実情を踏まえ精力的に取り組んでおり、審議結果として、平成24年4月9日に、3つの分科会の提言を合わせて総括的な提言として「学術からの提言-今、復興の力強い歩みを」（平成24年4月9日）をとりまとめ、同4月10日に内閣総理大臣に手交した。</p> <p>○また、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題についての意思の表出を公表し、目標値を上回ることとなった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○引き続き、各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について学術的・中立的な観点から積極的に審議を行い、政府や社会等に対する提言等を公表することにより、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることに努めていく。</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き東日本大震災に関する提言活動</li> <li>・アジアの大都市制度に関する審議をはじめとした、行政機関からの審議依頼に基づく学術的・専門的見地からの審議結果の取りまとめ 等</li> </ul>
		74件		



施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
②各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	G8学術会議共同声明の発出	1回	○G8各国等のアカデミーと共同で、共同声明「科学を基盤とする世界の発展のための教育」及び「水と健康」を取りまとめ、各国首脳宛てに発出した(平成23年5月20日日本学術会議会長より内閣総理大臣に手交)。 ○二国間学術交流について、スリランカ及びブータン等の学術機関等との打ち合わせを実施し、発展途上国における学術研究体制の実態を把握するとともに、当該国における学術の発展を図る上で、必要な意見交換や情報提供活動を行うとともに、女性研究者の専門分野における最近の研究動向について情報交換等を行うため、日本・カナダ女性研究者交流事業を実施した。	<p><b>【目標の達成状況の検証】</b>  ○日本学術会議は、我が国の科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させるために設立された、我が国の科学者の内外に対する代表機関であり(日本学術会議法第2条)、諸外国のアカデミーに相当するものとして政府から独立して職務を行う特別の機関である。そのため、日本学術会議が行う国際活動は、我が国のアカデミーとしての必要不可欠かつ最低限の外交活動である。これは我が国の科学の向上発達のみならず、世界の繁栄と平和を追求する活動でもあり、今後一層の拡大が期待されるものである。  ○測定指標については、東日本大震災により中止となった共同主催国際会議1件を除き、概ね目標値を達成しており、政策決定者に対する科学者としての専門的かつ信頼性のある政策提言、各国アカデミーとの連携及び国際学術団体への貢献等を行うことで、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られるところ、引き続き各国アカデミーとの交流等国際的な活動を行い、より一層各国アカデミー等との協力、連携の推進に努めていく必要がある。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>  日本学術会議が日本の科学者を代表する機関として科学に関する国際交流を果たすため、国際対応の方向性について、本会議内に設置される国際委員会等の審議機関において適宜見直しを行うとともに、国際学術活動の統括的な機能を持つ中心的な役割を担い、国内の学協会等関連組織と協調して継続的な国際学術交流を図っていく。</p>
		1回		
	アジア学術会議の開催	1回	○日本学術会議の提唱で設立されたアジア学術会議(SCA)は、現在、12の会員国の20の学術機関・省庁・研究機関により構成されており(事務局は日本学術会議)、平成23年度は、「アジアの土地荒廃克服に向けた挑戦」をテーマにモンゴルで開催され、アジア域内での学術交流を図った。 ○国際的な場面での我が国科学者の立場の表明や世界の科学・技術の潮流に接する機会を通じ、我が国の科学者の地位向上や学術分野での国際社会において我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、国際科学会議(ICSU)やインターアカデミーカウンシル(IAC)等について、代表を派遣するなど総会等への必要な対応を行った。	
		1回		
	二国間学術交流	2回	○国際学術団体(45団体)に加入し、各団体の総会、理事会等へ会員を派遣して、各国の科学者との連携を強化させ、科学に関する研究能率の向上を図った。 ○学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内学術研究団体と共同して国際会議を毎年7件程度開催しており、平成23年度は東日本大震災により中止となった会議(1件)を除き、6件の国際会議を開催し学術研究の発展や研究者間のネットワーク構築等へ貢献した。	
		4回		
	ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応	2回	○環境破壊など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成23年度はアジアからの視点をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。	
		2回		
	その他の国際学術団体等への代表派遣等	20回	○学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内学術研究団体と共同して国際会議を毎年7件程度開催しており、平成23年度は東日本大震災により中止となった会議(1件)を除き、6件の国際会議を開催し学術研究の発展や研究者間のネットワーク構築等へ貢献した。	
		29回		
	共同主催国際会議の開催	7回	○環境破壊など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成23年度はアジアからの視点をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。	
		6回		
	国際シンポジウムの開催	1回	○環境破壊など人類が直面する困難な問題を解決するためには、科学的な蓄積を動員して持続可能な開発を実現する必要がある状況に鑑み、平成23年度はアジアからの視点をテーマに持続可能な開発に関する会議を開催した。	
		1回		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
③科学の役割についての普及・啓発	日本学術会議主催学術フォーラムの開催 ・学術フォーラムの開催件数	10回	測定指標「学術フォーラムの開催件数」については目標を達成し、科学の役割について国民の認識を高めることで科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるという施策の目標に進展が見られた。	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を浸透させることを目的としている（日本学術会議法第2条）。そうした目的を踏まえ、科学の成果を国民に還元し、併せて国民から意見を聴取することにより、社会に対して科学がより効果的な役割を果たせるよう、学術フォーラムを積極的に開催する必要がある。</p> <p>○平成23年度は、測定指標「学術フォーラムの開催件数」について、「東日本大震災からの復興に向けて」、「東日本大震災を教訓とした巨大災害軽減と持続的社会的実現への道」、「21世紀における科学と社会の新しい関係」、「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」ほか6件を開催し、目標値の計10回を達成した。特に、8月29日に開催した学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」においては、科学・技術の軍事的利用に対するリスクについてシンポジウムで活発な議論が交わされた結果、日本学術会議においてこの問題に関する委員会を立ち上げることとなり、科学者の代表的機関として最先端の継続的な取組に結びつけることができた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>東日本大震災を経験し、科学の役割が問われている中で、科学の普及や国民との対話に資する学術フォーラムを開催することは非常に意義の高いものであると考える。また、学術フォーラムの開催によって、社会に対して科学がより効果的な役割を果たせるよう、開催の在り方について常に検討を行い、一層効果的な形で開催できるよう、運営を工夫することが必要である。今後は、国民の関心が高い事項について学術会議の成果をわかりやすく伝えることを念頭としたテーマ選定を行うとともに、学術フォーラムにおける議論の成果を学術会議の活動に反映させ、更にその結果を国民に伝えるというような、国民と双方向のやり取りがなされるよう、配慮していきたい。</p> <p>具体的には、国民からの視点をさらに重視し、学術フォーラムのテーマ選定について、科学的観点から国民の関心の高い事項をテーマとして選定するため、日本学術会議会長、副会長において検討した上で決定するよう手続の変更を行った。</p>
		10回		

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
④科学者間ネットワークの構築	地区会議公開講演会の開催 ・地区会議公開講演会の開催件数	7回	○測定指標「地区会議公開講演会の開催」、「地区会議の開催」については、年度当初の目標値を達成した。 ○測定指標「学術団体の学術活動を支援するための政策提言」については、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」(平成23年9月20日日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会)をとりまとめた。	【目標の達成状況の検証】 ○日本学術会議は、我が国の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている(日本学術会議法第2条)。そうした目的を踏まえ、地域の科学者と意思疎通を図り、地域社会の学術の振興に寄与するとともに、我が国の研究活動を支える学術研究団体の活動を支援する役割を果たすべく、地区会議、地区会議公開講演会を開催し、学術研究団体の活動を支援するための審議提言等の活動を行う必要がある。 ○測定指標「地区会議の開催」、「地区会議公開講演会の開催」については、各地区(北海道、東北、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)において、地域及び最近の話題などをテーマとした地区会議主催公開講演会、地域の科学者の意見を聴く場である科学者懇談会を合計8回開催し、地域の学術振興、科学者間ネットワークの構築に貢献している。 ○測定指標「学術団体の学術活動を支援するための政策提言」については、平成22年に日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」結果をもとに、3年間の推進の状況を分析・検討し、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」(平成23年9月20日日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会)をとりまとめた。  【今後の方向性】 ○平成23年度の地区会議では、東日本大震災が発生した東北地区会議で「東日本大震災からの復興と科学技術」というテーマで地域の復興へ向けた科学技術の役割という観点から講演会を開催しており、また、近畿地区会議では、最近、大学教育の在り方が議論されている中で、最近の日本の大学の世界における評価について様々な観点から検証する講演会を行っている。今後は、地域の参加者が何を求めているのかを把握し一層効果的な事業運営を行う必要から、地区会議主催公開講演会の参加者に対し、参加者の満足度や要望等を把握するためアンケート調査を行うなどの取組を検討しており、各地域固有の問題や要望等を踏まえて講演会のテーマ選定が行われるよう取り組むこととしている。 ○日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会において審議を行い、報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」をとりまとめ、提言を行ったところである。今後は、内閣府男女共同参画局からの審議依頼に対し、「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性参画を拡大する方策」について回答を行うこととしており、審議を行っている。引き続き、審議が円滑に行われるよう、事務局として審議の進行管理に努めていく必要がある。
		8回		
	学術団体の学術活動を支援するための政策提言	政策提言等のとりまとめ		
		政策提言等のとりまとめ		
	地区会議の開催	実施		
		実施		

政策20. 官民人材交流センターの適切な運営

施策	測定指標	目標値	目標の達成状況	目標期間終了時点の総括
		実績値		
①民間人材登用等の推進	総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を実施	実施	総務省、人事院、官民人材交流センターが経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人事交流制度のさらなる活用に関する民間企業向けの説明会を6回実施した。	【今後の方向性】各府省における官民の人材交流を円滑に実施し、民間企業の業務遂行手法の公務の世界での活用等を進めるため、「官民人事交流推進ネットワーク」において、官民人材交流センター（以下、「センター」という。）廃止までの間、引き続き意見交換会を開催していくこととする。  【センターの廃止】当センターは、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」(平成23年4月5日国家公務員制度改革推進本部決定)において廃止することとされ、同年6月3日、当センターの廃止を含む国家公務員制度改革関連4法案が閣議決定の上、第177通常国会に提出された(第180通常国会において継続審議中)。 なお、廃止後、①官民の人材交流の円滑な実施支援、②組織の改廃等により離職せざるを得ない場合の職員に対する再就職の援助に関しては、同国家公務員制度改革関連4法案において設置されることとなっている公務員庁(仮称)で実施されることとされている。
		実施		